

予算決算常任委員会 文教厚生分科会記録

1. 開催日時 令和8年3月5日(木) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 上田分科会長、ひさなが副分科会長、江原委員、田村継委員、尾崎委員、橋本委員、綾城委員、岩藤委員、林委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・鈿物次長
8. 協議事項
3月定例会本会議(2月24日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者 3名

会議の概要

- ・ 開会 9時30分 閉会 15時10分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和8年3月5日

予算決算常任委員長

上 田 啓 二

記 録 調 製 者

鈿 物 伸 次

上田分科会長 皆さんおはようございます。ただ今から、2月27日に引き続き、予算決算常任委員会文教厚生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。なお質疑に際しましては、予算書及び説明資料のページ数、目名、事業コードなど該当箇所を示して発言していただくようお願いします。それでは、議案第7号「令和8年度 長門市一般会計予算」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、市民活動推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 それでは、補足説明をいたします。予算書 85 ページ、第 8 目「市民活動推進費」、説明コード 020「集落機能再生事業」、6,536 万 9,000 円ですが、予算説明資料では 6 ページになりますが、前年度と比較して 603 万 9,000 円の増となっております。これは、現在、渋木・真木地区まちづくり協議会が使用している旧渋木児童館が老朽化していることから、旧大畑小学校体育館 1 階を地域活動の拠点とするため、空調設備の整備と女子トイレの 1 か所を洋式トイレに回収する経費 1,000 万円を計上しているほか、集落機能の再生、維持を図るための経費を計上させていただいております。また、予算書 111 ページ第 42 目「国地域交流プラザ費」、事業コード 800「地交流プラザ費」1,105 万 5,000 円ですが、前年度と比較して 905 万 5,000 円の増となっております。これは予算説明資料では 12 ページになりますが、可視化を行う通交流プラザ以外 9 館について、「交流プラザオンライン予約システム導入事業」として、オンラインで可視化に関わる申請、予約のできるシステムを構築するための経費 404 万 9,000 円、俵山交流プラザを機械警備へ変更するための警備委託料 23 万 7,000 円と、令和 7 年度まで第 1 目「一般管理費」、事業コード 900「一般管理費」で計上しておりました仙崎交流プラザ及び俵山交流プラザの宿日直等委託料 476 万 9,000 円を計上しておりますほか、地域交流プラザに関わる経費を計上しております。そのほか主な事業につきましては、予算説明資料 6 ページから 7 ページと 9 ページ及び 12 ページにお示ししているとおりでございます。以上で補足説明終わります。

上田分科会長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村委員 では、先ほどもご説明していただいた事業についてですが、予算書 111 ページ、説明資料 12 ページ、第 42 目「地域交流プラザ費」、事業コード 800、新規事業「交流プラザオンライン予約システム導入事業」について、404 万 9,000 円についてお

伺いたします。まず、現在、交流プラザがあると思いますが、このシステムで全ての交流プラザがオンライン予約できるようになるとお考えでよろしいでしょうか、伺いたします。

市民活動推進課長 通交流プラザにつきましては、貸館事業を行っておりません。残りの9館につきまして、オンラインシステムを導入し、申請をデジタル化することとしております。

田村委員 テスト段階等もあると思いますが、テスト段階はいつ頃になるのか、実地運用はいつ頃になるのか、今段階でのご判断をお伺いたします。

市民活動推進課長 導入のスケジュールといたしましては、4月、5月で入札契約を行いまして、その後、システムの長門の交流プラザに合わせての環境構築を行う予定としております。令和7年度ですけれども、県の事業を活用しまして実証実験を行っております。そこと連携いたしました事業者での導入の見込みとなりますけれども、約半年程度環境構築でかかるということですので、運用としましては、今の予定としては、契約する事業者によっては変わるとは思いますが、11月頃を予定しております。

田村委員 11月頃からおそらく運用開始になるであろうということですが、実地、頼まれる業者さんにもよるとは思いますが、これは例えばスマホアプリとかでできるようになるものなんでしょうか。それともウェブブラウザ等でできるようになるものなんでしょうか、伺いたします。

市民活動推進課長 オンラインの画面システムにつきましては、利用者の方はブラウザで利用可能となります。

田村委員 皆様ご承知のとおり、長門市は、非常に高齢化率は進んでらっしゃるところだと思っております。その中で、なかなかこうスマホのウェブアプリとかにも、ブラウザとかにもちょっと不慣れな方が多いと思っておりますが、こころはスマホ教室の方等と連携してやっていくお考え等がありますか。伺いたします。

市民活動推進課長 その部分につきましても、スマホ教室等で一般的な操作及び導入するシステムの操作の説明をすることとしております。合わせて今回、紙での申請をなくすように検討しております。その関係で、今まで貸館の予約にあたっては、申請書を記入されて窓口のほうに来ていただいておりました。次からは、導入後は、窓口のほうにタブレットを用意いたしまして、職員がそのタブレットもしくは利用者の方のスマートフォンを活用して操作する、申請するという形で行うことを今予定しております。

田村委員 では、私のほうからは、この事業について最後にお伺いたします。新規事業ということで、私も非常に注目をさせていただいておりますが、執行部の皆様としては、この事業を、5年後、10年後、どういったふうにしていきたいのか。例えば、オンラインをすることによって人件費を節減したい、利用者さん、市民の皆様の実便性を図っていききたい、どういったようなお考えがありますか。そこら辺をお伺い

いたします。

市民活動推進課長 システムの導入にあたりまして、経費の削減等を課題として考えております。それ以上に、利用者の方の利便性と、あと今まで、開館時間と言いますか職員がいる時間での申請というところは、いつでもどこでも申請ができるようになりますので、今まで利用されていなかった方につきましても手軽に利用できる環境が今回で整備できると考えております。

上田分科会長 関連がございましたら。

林委員 今、田村継委員の質疑のところ、ちょっと2点ほどお尋ねします。1点目はですね、このシステムを導入することによって職員の負担っていうのは軽減されるのでしょうか。

市民活動推進課長 導入時におきましては、職員のほう、利用者の方はまだ不慣れですので手間は増えると予想しておりますが、その後は利用申請及び許可につきましてシステム上で終わることと、あとデータ管理につきましてもそのシステム上で終わりますので、職員の負担につきましては減少するというふうに考えております。

林委員 わかりました。もう1点は、高齢者も含めて地域団体とか、よく利用されるというか、そういった主要な利用団体、利用者に対する周知の方法っていうのは、このシステム導入にあたってどのようにされようかとされているのか、お尋ねします。

市民活動推進課長 周知につきましては、導入時期が決まりましたら、その各交流プラザの広報等で周知を行う、また市の広報又はホームページで周知を行っていきたいと思っております。団体等につきましては、利用の操作説明もありますので、そちらについてもご案内をして周知に図ることとしております。

上田分科会長 関連はございますか。

ひさなが副分科会長 1点だけ今の件で確認をさせていただきたいんですけど、利便性を一番にとるところを考えているとおっしゃられたんですけど、今、使用の日誌の記入っていうのは紙媒体で多分されていると思うんですけど、その利便性を考えるのであれば、そういったところもオンライン化を進めていくことのほうがいいんじゃないのかなと個人的には思うんですけど、その辺について見解をお伺いします。

市民活動推進課長 今回、実証実験では、そこは含まず、そこについてはオンラインで対応するような形にはしてませんでしたけども、次に導入するときには、仕様書のほうにそこも入れることを検討していきたいというふうに考えております。

綾城委員 申請等をオンラインでやっていくっていうのは良い取組だと思うんですけど、やっぱり今、長門市ってやっぱりすごく高齢化もあって、なかなかそういったオンラインのほうに全振りしていくっていうのはなかなか難しい状況だと思うんです。やっぱり大事なことは、そのタブレットでできるようにするのはいいんですけど、今さっき言われましたよね、窓口で紙をなくしていくから、タブレットと利用者さんのスマホを使うと。ちなみに、申請されるときに利用者さんのスマホを基本的に前提として使うと。も

し、そのスマホがなくて、ガラケーとかの方のみタブレットを使うとか、そういう感じなんですか。

市民活動推進課長 窓口に来られたときの対応ですけども、利用者の方のデジタル媒体の利用のスキルと言いますか、そういったところを見ながら、本人様の、利用者の方の希望により次から自分でできるようになりたいということであれば本人のスマホを使う、そうでなければタブレットを使って職員が対応しながら申請をしていただくことを考えております。

綾城委員 はい、わかりました。じゃあ、基本的にはタブレットは窓口にきちっとあって、職員さんがされると。自分でしたいという方だけは、自分のスマホ等を使っていただくことでよろしいですか。

市民活動推進課長 はい、そのとおりでございます。

上田分科会長 よろしいですか。関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、ほかの質疑がございましたら。

橋本委員 予算説明資料 7 ページの第 8 目、「地区集会所建設費助成事業」についてお尋ねします。現在は、新築建設費総額の 5 分の 2 以内で、改修の場合は 1 件 20 万円を超える経費の 5 分の 2 以内、限度額 100 万円となります。これは、確か以前にも質問したときに 20 年ぐらい経過しておると思うんですよ。その間に随分建築費も上がって、倍以上になってると思うんですよ。なのに改修費は 1 件 20 万円を超える経費の 5 分の 2、限度額 100 万円以内ということは、疲弊する自治会にとっては本当頭痛の種だと思うんですよ。修理する、例えば雨漏 1 つでももう 100 万円くらいゆっくり超えますよ。なのに、ここ現状は 20 年以下のままで、自治会も疲弊しており、予算的にも経済的にもすごく難しいところがあるんですよ。これについて、どう思われますか。

市民活動推進課長 集会所につきましては、それぞれの地区の重要な拠点として防災であったり地域づくりで活用されていること、また補助の要件から、先ほど言われましたとおり、小規模の自治会につきましては、1 戸当たりの負担が増えている、大きくなるということは認識しております。また、建設費の高騰につきましても現在認識しているところです。その補助額につきましては、また研究していくところかなと考えておりますが、自治会につきましては空き家の活用であったりとか、また周辺の自治会との共同の所有でありましたりとか、公共施設の利活用、そういったところを検討していく必要があるというふうに考えております。

橋本委員 この答弁、以前も、僕も 6 年ぐらい前にしたことがあるんですけど、この答弁、全く同じ内容なんです。検討する検討するって、6 年経っても何も検討してないし、そのままのような状態になってると思うんですよ。自治会が今、自治会長自体もなり手がなくて困っちゃうし、その予算的にもすごい自治会は疲弊してると思うんですよ。それに対して、これでポンと金を出せたってこれ絶対無理と思うんですよ。この集

会所は地域のコミュニティを育むので 1 番重大な拠点なんですよね。それをできない、今までどおりにやれって言ったって疲弊する自治会から金を出せって、まず無理なんですよ。災害の時に 1 番拠点になるコミュニティを取れて行政は言われますけど、実際の住民の立場になったら、すごく難しいことなんですよね。そこを再考よろしく願います。

市民活動推進課長 先ほども申しましたが、物価高騰等は認識しております。そちらにつきまして、先ほどは複数自治会でとか空き家を活用してという形で提案させていただきましたけども、まずは補助率、補助額につきましては色々と研究を続けていきたいと考えております。

上田分科会長 関連ございますか。

岩藤委員 まず、この 251 万 4,000 円の積算根拠、お願いいたします。また、この今回、令和 8 年度において修理を計画されている自治会等ありましたら教えていただきたいと思えます。

活動推進班長 積算根拠についてですけど、まず 6 地区分の改修経費への助成 201 万 4,000 円で、加えて緊急修繕枠として 50 万円で、合計 251 万 4,000 円となっております。6 地区の自治会ですけど、予定は駅通、鳥越 2 区、七重、通、上東方、油谷自治会となっております。

岩藤委員 あの駅通りは、油谷の駅通りですか。長門の駅前区というか、どちらの駅通りなんでしょうか。

活動推進班長 油谷の駅通り自治会になります。

岩藤委員 また、これに対しての周知はどのように行われているのか、お伺いいたします。

活動推進班長 周知については、各地区自治会連絡協議会の総会等において、補助金・助成金一覧を配布まずしています。市のホームページにも助成金の案内を、年間通じて掲載しております。また、申請時期に合わせ、対象となる自治体宛てに 8 月下旬から 9 月上旬にかけて文章のほうを送付させていただいております。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑ございましたら。

岩藤委員 第 8 目の「市民活動推進費」の事業コード 020「集落機能再生事業」、6,536 万 9,000 円の主要な施策は、6 ページです。まず、集落機能再生事業 6,536 万 9,000 円についてお伺いしたいと思えますが、その中に、集落支援員の設置経費として 4,331 万 8,000 円の積算根拠をお伺いいたします。

活動推進班主査 積算根拠ですが、集落支援報酬として、継続の方 13 名分で 2,640 万 2,000 円、新規 1 名分として 264 万 1,000 円、時間外手当額といたしまして 47 万 9,000 円、合計の 2,952 万 2,000 円。それから、期末勤勉手当といたしまして、これは対象になる方になるんですけども、継続の 8 名分といたしまして 732 万 2,000

円、新規の方1名分といたしまして63万3,000円、合計の795万5,000円。雇用保険料といたしまして継続13名分で30万4,000円、新規1名分として2万9,000円、合計いたしまして33万3,000円。社会保険料として、継続の方13名分として299万3,000円、新規1名分として31万1,000円、合計330万4,000円。職員共済組合負担金として、継続13名分として195万4,000円、新規1名分として20万8,000円の合計216万2,000円。費用弁償として4万2,000円、全て合計いたしまして4,331万8,000円となります。

岩藤委員 分かりました。これ今、そのまちづくり協議会が16地区あると思うんですが、これに集落支援員が、そのうちの何名分になるのか、お伺いをいたします。

活動推進班長 今配置しております。集落支援員については、16協議会中13地区になります。

岩藤委員 分かりました。そしたら、今年度、もう3地区については新たに支援員を設置される、それで新規の1名分がついてるっていう理解でよろしいでしょうか。

市民活動推進課長 残り配置されてない3地区につきましても、集落支援の配置につきまして地域のほうに働きかけをしていくこととしておりまして、現在、予算として1名分ほどは確保しております。

岩藤委員 分かりました。そしたら、この4月から、組織改正で、企画のほうから、移住・定住の支援班ができると思うんですけど、この活動に関して、集落支援員との関連ってどうか連携っていいですか、どのようにとっていかれるのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

市民活動推進課長 移住・定住が市民活動推進課のほうに来ることによりまして、より地域とのつながりができると考えております、移住者の方が、移住を検討される段階から移住地を移住するということにつきまして、より地域と関わりを作れるような形を取っていきたいと思っております、それにつきましては、地域づくり協議会でありましたり、集落支援でありましたり、そういった方との話、また移住者を受け入れるにあたって連携はしっかりと取っていきたいと考えております。また、空き家バンクにつきましても、地域のほうがより所有者の方へのアプローチも可能と考えておりますので、その部分につきましても集落支援員さんと連携いたしまして掘り起こしについて行っていきたいと考えております。

岩藤委員 そしたら、集落支援員さんにとっては、そういう事業が1つ増えるという、仕事が増えるという感覚でいいんでしょうか。

市民活動推進課長 それぞれの地域づくり協議会におかれまして人口減少を課題として持っておられます。それぞれ、集落支援の中でも、空き家の確認でありましたり、移住者を呼び込むための取組も既にされている方もおられますので、新たに業務が大きく増えるというふうには考えておりません。

上田分科会長 関連ございますか。なければ、ほかに質疑ございましたらお願いしま

す。

ひさなが副分科会長 集落機能再生事業を見てるってことでいいですね。失礼しました。では、その中の、当初予算説明資料 6 ページの事業の中に旧大畑小学校体育館改修建築工事 1,000 万円が計上されていますけど、これを行う理由であったり背景についてお伺いします。

市民活動推進課長 真木・渋木まちづくり協議会におきましては、現在、旧児童館のほうを活用して活動をされています。その児童館について老朽化が進んでおることから、隣にあります旧大畑小学校体育館の 1 階部分につきまして、空調の設備とトイレの一部を洋式化することで予算を計上しております。

ひさなが副分科会長 では、1,000 万円は空調設備とトイレの様式化の金額、工事の改修の金額ということよろしいですか。

市民活動推進課長 そのとおりでございます。

ひさなが副分科会長 わかりました。では次に、先ほど、旧渋木児童館ですか、が老朽化をしているから代替施設としてということだったと思いますけど、この旧渋木児童館の取り扱いはどうなりますか。

市民活動推進課長 旧渋木児童館につきましては、利用されている団体の工事が終わりました、移転が終わりましたら、解体となるように予定をしております。所管につきましては、現在は地域福祉課の所管となっております。

ひさなが副分科会長 わかりました。次に、旧大畑小学校の体育施設ですか、体育室に事務所が移転をされるということだと思えますけど、その旧大畑小学校体育館そのものの強度や耐震性について問題はないのか、その点についての見解をお伺いします。

活動推進班主査 旧大畑小学校体育館につきましては、平成 22 年に耐震改修工事を実施しております。

ひさなが副分科会長 わかりました。平成 22 年に行われたその改修工事がどれぐらいまで持つのかというところはさすが専門的ではないのでわからないんですけど、1,000 万円かけるってということは、それだけで単体で事務所とトイレを作ることも可能な金額だと思うんですけど、この改修 1,000 万円かけて行って、最終的に旧大畑小学校の体育館がダメになっちゃったってのは、1,000 万円がもったいないと思うんですけど、そういった長期の見通しも立てた上で、この 1,000 万円かけて旧大畑小学校体育館を改修した方が良いという判断をされたのか、その点について見解をお伺いします。

市民活動推進課長 現在、旧大畑小学校体育館につきましては 45 年経過しております。耐震工事も済んでおりますので、まだ使用に耐えるということで現予算を計上させていただきます。

上田分科会長 関連ございますか。

綾城委員 今、市の公共施設の管理計画でも、今の旧児童館ってのは令和 8 年度で廃止という、計画には入ってる。だから、それに基づいてこういうふうな動きになってるんだらうなっていうふうに思うんですけど。まず確認ですけど、トイレを——元々、だから今、旧児童館はまちづくり協議会も使ってるし、渋木のいろんな、他の団体も使われてる。市民の方の、例えばいろんな集会とかもあそこでしょっちゅう、結構頻繁に来られてる。そこがなくなるっていうところで、その体育館の 1 階ですよ、その 1 階のところに例えばお部屋を作るといふか、そういったなんか話もあったんじゃないかと思うんですけど、結局はトイレのみになってる。その辺りの経緯を教えてくださいませんか。

市民活動推進課長 地域の方と、今回の話と言いますか、計画の中で話をしまして、要望等は確認をさせていただいております。その中、事務所部分につきまして、地域からは要望があったところではありますが、今、1 階部分に、給食室があります。そこに部屋がありますので、事務所につきましてはそこを利用させていただく。大きく、建物と言いますか、集会等で利用させていただくために全体の空調を変えるというところで地域の方にはお話をさせていただいております。

綾城委員 わかりました。地域からどんな要望が上がってるんです。

市民活動推進課長 当初、地域の方等と話す中では、事務所と簡易な会議ができる部屋と、全体の空調のほうでお話を伺っております。

綾城委員 今回、お手洗いのみになったんですけど、その辺りはご了承いただいております。

市民活動推進課長 今回、予算計上しております改修の範囲につきましては、地元のほうに話をし、了承いただいております。

綾城委員 わかりました。これは今からやってみないと。また 1 階、土間ですから。今の会議室もそんなに広いお部屋ではないし、給食室の横にある。元々お部屋を確保してほしいというふうなお話があった。この辺りのところっていうのは今後どのような、なんかこう対応されるのか、お伺いします。

市民活動推進課長 地域から、会議室につきまして、改修の中についでという要望は確かにございました。その時に、給食室のほうの部屋もこちらからは提案をしております。その中で、日頃の会議につきましてはそこでできるということで地元の方は判断されております。ほかの利用につきまして、現在、1 階部分につきましては土間となっております。利用方法にもよりますけども、全体に空調を入れますので、地域と話しながら、その中で利用させていただくというところ、また要望、活動については、しっかりと支援をしていきたいと考えております。

綾城委員 わかりました。本当、大切な拠点、あそこはね。ですので、引き続き活動がしやすいように、皆さんが集まりやすいよって、お年寄りの方も多いんですから。下が土間ですからね。そういったところは引き続き配慮していただきたいなと思うんですけど。

ちなみにお伺いしますけど、このエアコン以外に、そこに一室お部屋を設けようと思ったら大体どれぐらいお金かかるんです。

活動推進班長 規模によりますけど、今回要望を受けた形での積算でありますと、1,000 万円から 2,000 万円はかかるものというふうに、簡易な試算ですが、しております。

綾城委員 わかりました。じゃあ、お手洗いの様式化と空調で 1,000 万円、プラス 1,000 万円から 2,000 万円ぐらいお金が必要で、今回は——要は最低限の空調にとどめたっていうことでの理解でよろしいですか。

市民活動推進課長 一番大きな利用を考えて、今回は空調ということで提示をさせていただきます。

綾城委員 はい、わかりました。今、予算の問題ってということですか。

市民活動推進課長 地域の要望の中で、部屋を分けるのではなく、利用人数を最大に取ったときに、今 1 階部分の空いているところに空調を入れることで、その利用が今後も引き続きできるという部分で、今回は空調としております。

上田分科会長 関連はございます。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

田村委員 予算資料 87 ページ、説明資料 7 ページ、第 8 目、事業コード 055「出会い創出支援事業」、国、県から 181 万 4,000 円、一般から 68 万 6,000 円、合計 250 万円についてお伺いいたします。令和 6 年度の決算では、婚姻された組と言ったらいいんでしょうか、3 件の方が婚姻されて、そのうち 2 件は市外のほうに転出されたと伺っておりますが、来年度の KPI がありましたらお伺いいたします。

活動推進班主査 今年度の KPI、成果指標といたしましては、GO—EN センター会員数、婚活イベントやセミナーの参加割合をアウトプットの成果指標として設定しており、GO—EN センターでのマッチング数やカップリング数、婚活イベントのカップリング割合などをアウトカム成果指標として設定しております。

田村委員 では、その具体的な成果指標の数字をお願いいたします。

活動推進班主査 今年度の目標値なんですけれども、GO—EN センターの会員登録者数が 150 人、それに対して現時点の実績値が 147 人、婚活イベントの参加者割合、こちらの目標値が 70 パーセント、こちらに対する実績値が 59 パーセント、婚活スキルアップセミナーの参加割合の目標値が 70 パーセント、これに対して実績値が 59 パーセント、アウトカムのほうが GO—EN センターの相談の結果、引き合わせが成立した件数、こちらの目標値が 50 件、これに対して実績値が現在 21 件、GO—EN センターへの相談の結果、交際を開始した人数、こちらの目標値が 25 件に対して実績値が 9 件、婚活イベント参加者のうち引き合わせが成立したものの割合の目標値が 40 パーセント、こちらに対して実績値が 20 パーセントとなっております。

田村委員 皆様ご承知のとおり、長門市では少子化のところが喫緊の課題となってい

るところだと思います。この事業は、母数が少ないため、萩市、美祢市さんと共同でやられていると伺っております。ですので、なかなか簡単には続けますよ、止めますよといった判断はできないところだと思いますが、もしこの事業を再検討されるとしたらいつ頃のタイミングになるのでしょうか、お伺いいたします。

市民活動推進課長 検討につきましては、3市と毎年継続につきまして検討しております。今回継続するというところで予算のほうは計上させていただいております。

田村委員 続けるに至った基準、そういったものがありましたらお願いします。

市民活動推進課長 基準として数値は定めておりませんが、現在、民間事業者等のサービスがある中で、この少子化のほうは止まっておらないというところで、3市ともその部分について継続するという判断で検討、今回計上しております。

田村委員 私から再度お伺いさせていただきます。確か令和6年度の決算でも林哲也委員がお伺いしていたと思いますが、こちらのほうでは国、県から181万4,000円ほど予算として計上されていますが、もしこの予算がなかったとしても継続していきたいという気持ちにお変わりはないのでしょうか。どうしても続けていくんだ、少子化対策を続けていくんだという気持ちが市のほうにあるのかをお伺いいたします。

市民活動推進課長 言われるように、少子化につきましては長門市において喫緊の課題となっていると思います。現在、この事業を行っておる中で、民間サービス等でできない、利用が難しいと考えておられる利用者の方もおられます。その方につきましては、相談員を配置しておりますので、そちらのアドバイスによって、そのイベントの参加であったりマッチングであったり、そういったところに進むようサポートをしております。補助事業を活用し行っておりますが、少子化の対策を取るというところで、担当課としては継続して行うというところで判断をしております。

上田分科会長 関連はございますか。

ひさなが副分科会長 それでは、今田村継委員が質問されているGO-ENプロジェクトについて、続けて質疑をさせていただきたいと思います。今3市で行っている事業ということですけど、確認なんですけど、これは1市だけが抜けるってことは実務的に可能ですか。

市民活動推進課長 補助事業というところで、1市が退くというのは制度的に可能となります。

ひさなが副分科会長 年次的に協議をされていって、またやるんだっていうことをお話されているんだと思うんですけど、令和8年度はそういった次に続けるかどうかの協議はいつ頃ぐらいにされる予定ですか。

市民活動推進課長 スケジュールといたしましては、3市合わせての総会等、定例会等がございますので、その中で話を出して3市で協議を行ってすり合わせ決めていくという流れで、秋までには次年度の継続につきまして3市で決定をしていくという流れになります。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。それと次に、この事業を 3 市で行われてますが、事業に対する本市の人的負担について見解をお伺いします。

活動推進班主査 結婚相談やマッチングにおいては、3 市各センターの相談員に委託しておりますが、そのほか GO—EN プロジェクトに関わる庶務、イベント、広報の担当を 3 市がそれぞれ担い、年度ごとに交代して事業を実施しているところです。

ひさなが副分科会長 では、庶務、イベント、広報、それぞれの役割、具体的な内容をお伺いしてよろしいですか。

活動推進班主査 庶務が事務局的な役割になるんですけども、委員会全体の統括的な業務、会議や研修の調整、財務管理、交付金関係の書類の作成などを行っております。イベント業務につきましては、GO—EN プロジェクトで実施する婚活イベント、セミナーの企画、運営等を行っております。広報につきましては、GO—EN センターの広報にかかる業務や、印刷物の作成、情報発信、ネット上のサービス運営等を行っています。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。では、次に、登録者の方についてちょっとお伺いするんですけども、今登録されている方、先ほど課長からの、民間が行っているアプリってお話ありましたけれども、それと併用されている方ってのはいらっしゃるのか。そういった、民間との、行政とのその役割の違いであつたりについてちょっとお伺いできますか。

活動推進班主査 登録者の中には、マッチングアプリや民間の結婚相談所、県の結婚応援センターなども併用されて、積極的に婚活をされている方もおられます。

ひさなが副分科会長 わかりました。では今、一般財源が 68 万 6,000 円ですか、国からのお金が 181 万 4,000 円で、予算としてはそんなに大きなものではないのかなというところはあるんですけども、ただ、人的負担はさっき言われたとおりやっぱり大きなものがあると思いますし、なかなか人手不足っていろんなところで言われてる中で、ここにこれだけ人的負担をかける必要があるのかというのはいよいよ疑問に思っています。民間が行っているマッチングアプリとも併用されて、積極的に婚活をされている方もいらっしゃるという中で、本市がこれをこうしなければならない理由というのが、やはりこうふわふわしてるのかなと思うんですけど、その点について、課長、もう一度ご答弁をお願いしてもよろしいですか。

市民活動推進課長 先ほども少し申しましたが、民間のアプリにつきましては、オンライン上で登録された方がマッチングされ、そのあとは本人様のアポを取られるなど、その後活動されます。現在行っております 3 市で行っておりますセンターにつきましては、相談員のほうがその婚活に不得手な方につきまして、しっかりとサポートを行いまして、一歩踏み出していただけのように支援をしております。その部分につきましては、た、民間にはない部分として、市の今回試算して行っております事業の特色になると思います。そういったところで、先ほど申しましたが、少子化、未婚の率というところが、

年齢層が高くなると国の平均値よりも高し、長門市におきましては高い数値となっておりますので、その部分につきまして、市としては事業として継続して行う部分として考えております。

ひさなが副分科会長 じゃあ、最後、1点お伺いします。秋頃までには、次に行くかどうかを決めるんだっていう話はされたと思うんですけど、そこに至るまでの基準が大事だと思うんですね。どれぐらいまでできているか、続ける必要があるのかどうか。KPI先ほどはお示しをされましたけど、それに基づくのか、それとも何かこう独自に基準等をこう設けられるのか。あと、どのタイミングぐらいで長門市としては判断をされるのか、その点について最後にお伺いします。

市民活動推進課長 KPIにつきましては、先ほど申しました指標、アウトプット・アウトカムの指標を参考とするところです。現在、マッチング、カップリング等におきまして女性会員の登録が少ないというところで、数値的には低くまとまっているところになっております。登録会員数につきまして3市合計ですが、150を目標として現在取り組んでおり、実績値147というところになってきております。その中でも、今後、女性会員を増やして、マッチングであったりカップリング、そして成功へ繋げていくというところを取り組み、行っていくというところになります。会員数と成婚というところについて3市協議する中で、継続また他の事業へというところは判断の基準にはなるかと考えております。

ひさなが副分科会長 さっき最後と言ったのですが、1市でも抜けることが可能っていうふうなさっきおっしゃられたので、3市で協議する前に本市としてはどう考えるのかっていうのが先に来ると思うんですけど、それはいつ頃までに何を基準に決められますか。

市民活動推進課長 本市につきましては、登録の会員数と成婚、またマッチング・カップリングの数で、今現在会員数が少ないというところで、それぞれのところもなかなかマッチング・カップリングに至ってないっていうところの原因があると分析しておりますので、会員数を増やすというところは取り組んでいくというところで、会員数が増えながらもカップリング、マッチング、成婚が進まないというところになりましたら、本市として判断する基準になると考えております。

ひさなが副分科会長 それを、秋には3市で話すんですね、3市で。だから、本市としては、本市としてやるか、次やるかやらないかの判断はいつ頃までにされるんですか。

市民活動推進課長 3市と協議を始める段階で、並行して長門市としての判断をしていく流れとなります。

田村委員 ひさなが副分科会長について、関連してちょっとお伺いいたします。先ほどの続けるかどうかの基準ですが、秋頃に3市で合同して続けられるかどうか検討されるということだったと思います。その以前に、市としてはどうしていきたいのかという考

えを持ってその会合に臨まないといけないと私は考えるんですが、市としての考えは違うんでしょうか、お伺いいたします。

市民活動推進課長 継続するかどうかにつきまして、3 市で、それぞれで判断し、まとめ、全体として 3 市の事業を行うかどうかになると考えております。本市としても、少子化対策としてこの事業を進めるかどうかのところ、それ判断につきましては行うこととなると考えております。

田村委員 すいません、ちょっと再再度の質問になりますが、秋頃に 3 市で検討される。つまり、その秋の前には長門市としての意見を取りまとめないといけないということだと思いますが、そのタイミングはいつ頃なのかを改めてお伺いいたします。

市民活動推進課長 その前に、3 市で最終決定を行う前に市としての判断を行いまして、3 市で取りまとめを行っていくようになります。

岩藤委員 なんか質疑がこう、やめたほうがいいような雰囲気引いてるような感じがするんですけど。私はちょっと萩市、美祢市とか連携して、独身男女の結婚活動を支援するため、ご縁センターの運営をされてますよね。それで、出会いの場となるイベントの開催等にかかる負担金を計上すると説明があったんですけど、今年の、予算審査の中で、事業内容と改善を含めて 3 市の中で行っていきたいというふうに答弁をされていますが、これについて、令和 7 年度の実績と令和 8 年度について、この答弁も重なるかもしれませんが、令和 8 年度の事業内容についてお伺いしたいと思えます。

活動推進班主査 令和 7 年度につきましては、イベントの内容の見直しを行いました。これまでは年齢層による区分を参加要件としてマッチングの効率化や参加率の向上を図ってきましたが、女性のイベント参加を増やすため 3 市連携の強みを生かした 3 市シャッフルコン企画の実施や、会場を 3 市内に限定しない企画を実施いたしました。また、令和 7 年度より SNS 広告の配信エリアを 3 市だけではなく山口市、下関市、宇部市などの近隣市にも拡大し、市報掲載やチラシ配布では到達しない層へ情報を拡散いたしました。続きまして、令和 8 年度の事業内容についてですが、こちらはセンターのまず運営については、これまでは 3 市での連携のみでしたが、来年度は山口県が運営する山口結婚応援センターと連携を図り、同時に登録可能とするなど利用者の利便性の向上を図り、双方の会員の増加につなげていきたいと考えています。また、イベント事業につきましては、今年度、イベント実施の中で女性の集客に苦慮いたしましたので、来年度はマッチングを目的としない交流の機会を創出し、参加者の婚活機運を高める機運醸成イベントの開催を予定しております。また、新たな取組としましては、インターネット上の仮想空間を活用して異性と交流する婚活イベント、メタバース婚活を実施する予定です。そのほか、LINE 公式アカウントに AI チャットボットを導入いたしまして、回答可能な定型的な質問に対して自動対応することで、新規獲得の獲得につなげたいと考えております。

綾城委員 この事業が良いかどうかというのはね、委員それぞれ考えがありますから。私はね、何か色々参加者とかに聞くとね、「いや、これいいよ」と、「もっと充実してほしい」というような方もやっぱりあって、いらっしゃるんです。だから、そういうご意見もあるので、それはつまりなかなかそのマッチングアプリでやっていくっていうのに、なかなかちょっと勇気がないとかで、実際そういう方も多くはないかもしれない。多くはないかもしれないけど、多少なりといらっしゃって、この前もお話をさせてもらったばかりなんで、そういうところは頑張っていたきたいなと思うんですけど。ちなみに今、例えば令和6年、7年を踏まえて、令和8年はこういうところを強化してやっていくよっていう内容ですよ。何かイベントをつくったりとか、出会いの場をつくったりとかっていう、その内容っていうのは実際、大体どなたが考えていらっしゃるんですか。

市民活動推進課長 3市の職員と、それぞれ配置しております相談員とは会議を持っておりますので、その中で検討し、事業を組み立てております。

綾城委員 何かこう参加された方に聞くと、何かこういうふうにしたらいい、ああいうふうにしたらいいっていうのは、いろんな意見もね、何かあるみたいなんで、本当にこれから事業を組まれていくときに、そういった実際に参加された方の意見とかも広く取り入れてもらえると、より何かその当事者の視点に近いようなイベントを組めるのかなと。ただ、今インスタも色々あった。要は、こういうのは本当に民間に任せたほうが一番いい事業なんだろうなっていうふうには思うんですけど、そこでなかなかそのマッチングアプリになかなかいけきれないところを拾っていくっていうところで、そういうところの今後の事業内容を考えていくときに、その参加された方、当事者の方々の視点も生かした内容づくりっていうのをしていただきたいなというふうに思います。

市民活動推進課長 参加された方の意見等はしっかりと聞いていくこととしておまして、また登録された方で参加された方につきましては、相談員のほうがサポートしておる中で、意見等聴取しまして、次の事業の組み立てに活用して生かしていきたいと考えております。

上田分科会長 関連はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかに質疑がございましたら。

尾崎委員 予算書86、87ページ、第8目「市民活動推進費」、事業コード065「コミュニティ創出支援事業」、予算説明書7ページになります。前年と比べて100万円の減額になってます。その理由を教えてくださいませんか。

活動推進班主査 まず、令和5年度の決算額ですけれども208万5,000円、令和6年度の決算額が175万6,000円、令和7年度の交付決定額が169万4,000円となっております。各年度の事業実績から100万円を減額し、300万円の予算計上としております。

尾崎委員 もう1点だけ、令和7年度において、具体的にどのような団体がこの補助金を活用されたのかお伺いします。

活動推進班主査 申請採択団体ということになってくるんですが、社会福祉協議会さんであったり、市内に登録されている市民活動団体、そのほか任意の活動団体の方が申請をされておられます。

上田分科会長 関連はございますか。

田村委員 では、尾崎委員の質問について関連をさせていただきます。こちら、令和6年採択の時点は11団体の方が登録されてらっしゃったと伺っていますが、2年目以降もご継続されてらっしゃる団体さんはどれぐらいいらっしゃるのか、何団体あるのか、お伺いいたします。

市民活動推進課長 地区社協と地域で、合同で行われております。申請を受けております団体につきましては継続して行われておりまして、そのほか今詳しい資料は持ってきておりませんが、継続して申請を出される団体もございます。

田村委員 新規にされた団体と、辞められた団体っていうのはありますか、お伺いいたします。

活動推進班主査 毎年の申請という形になりますので、新規で申請されて採択された団体につきましては4団体ほどあります。

田村委員 最後の質問になりますが、辞められた団体というのはあるのでしょうか、お伺いします。

活動推進班主査 昨年度申請をされて、今年度申請をされておられない団体はあります。

田村委員 その団体は、何団体あるのでしょうか。

市民活動推進課長 令和6年度の実績につきまして現在資料を持ち合わせておりませんが、辞められた団体もおられますが、その団体につきまして事業を継続されておられるところもあると聞いております。

上田分科会長 数字は出ないんですね。いいですか。関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑があれば。

市民活動推進課長 申し訳ございません。数字につきましては、また後で答弁させていただきます。

上田分科会長 はい、わかりました。田村委員、それでよろしいですか。ほかに、質疑がございましたら。

ひさなが副分科会長 予算書86、87ページの第8目「市民活動推進費」の事業コードが700「まち・ひと創生推進事業」、2,042万5,000円の中で市民活動支援センター業務委託料入っておりますけど、令和8年度の委託先はどちらになると想定されておりますか、お伺いします。

市民活動推進課長 令和7年度につきましてNPO法人あすなろながとに委託しております。こちらの団体につきましては、市民活動団体や地域コミュニティ団体の中間支援を行うということで設立された団体でありまして、市民活動支援センターの運営

を担える団体がほかにいないと考えていることから、令和 8 年度につきましても、委託先として想定をしております。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。関係者の方とも色々お話をしますが、色んなこうことを勉強されたりだとか、色んなこと教えていただいたり、すごく一生懸命されてるなっていうところは感じるんですけど、やっぱ 1 年されてみて色々思うところが向こうにもあるでしょうし、市でもあると思うんですけど、そのコミュニケーションの取り方について、令和 8 年度、留意する点についてお伺いします。

市民活動推進課長 現在、市民活動推進課とセンターのほう、距離も近くなっておりますので、随時コミュニケーションを取っております。また、月 1 回程度、委託業者の職員と市の職員とでミーティングを実施しております。理事長またセンター長とも業務委託の進捗管理のため協議を行っております。令和 8 年度につきましても、継続してそのコミュニケーションはよりよく取り、連携を行っていきたいと考えております。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。では、もう 1 点。2 年目を迎える令和 8 年度、期待する効果と、その効果をどう図るかについての考え方についてお伺いします。

市民活動推進課長 委託 2 年目となりますので、今年度も進めてきております集落機能の再生と市民活動団体の活性化につきましてさらに進めていきたいと考えております。数値につきましては、委託先のほうへは、それぞれの団体への支援と言いますか、ヒアリング等の回数を今後設定して、より地域に出させていただく、団体と関わっていただくということにも重きを置いて行っていきたいと考えております。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。数値に限らず、いろんな成果の測り方であると思うんですけど、その点について何か考えがあればお伺いします。

活動推進班長 数値についてですが、市としてはまず、総合計画で定めるまちづくり活動に参加している市民の割合を上げていくこと、地域共同体設置面積の割合を 100 パーセントにすること、NPO 認証数などを総合計画で定めています。その中で、センターにおいては、地域づくりにおけるシンクタンクとしての機能を高めていき、地域づくり協議会や市民活動団体などから頼られる存在となって、その取り組みが進むよう中間支援を行うこと、人材育成を進めることを求めています。地域づくりや市民活動に関わる人の裾野が広がっていくよう、魅力的な情報発信も合わせて行っていただきたいというふうに考えております。その中で、アウトプットの生活指標としては、地域づくり協議会の訪問回数であったり、セミナーの開催回数、共同の取り組み支援回数、市民活動団体登録の増、SNS フォロワーの増などを想定しています。

上田分科会長 関連ございますか。

岩藤委員 市民活動支援センターの業務委託料の 1,752 万 5,000 円について、積算根拠、これを教えていただきたいと思えます。

活動推進班長 積算根拠ですが、人件費 3 名分として 1,343 万 5,000 円。内訳は、報酬や期末手当などで 1,103 万 3,000 円、共済費として 204 万 2,000 円となります。

次に、事業費として 325 万 6,000 円。内訳としては報償費として、講師等への謝礼が 85 万円、臨時スタッフ等への報償が 69 万 5,000 円、講師や臨時スタッフ等の旅費として 47 万 2,000 円、消耗品として 50 万円。そのほか、車両保険代やソフト等の使用料などで 73 万 9,000 円となっております。この人件費と事業費を合計し、1,668 万 9,000 円となり、諸経費等含めまして、1,752 万 5,000 円となります。

岩藤委員 わかりました。ほとんどが人件費という内訳だったと思います。次に消耗品が、昨年が 29 万 7,000 円で、今年度は 62 万円と倍になった理由についてお伺いいたします。

活動推進班長 主な理由としましては、センターに、大判プロッターやカラープリンターなどを設置しておりまして、その利用がまず増えているということがあって、これまでトナーと買い置き等はあったんですが、ちょっと来年度についてはちょっと多めに買わないと足りないかなってということで計上させていただいております。

岩藤委員 わかりました。もう 1 点。修繕費なんですけど、昨年も 30 万円計上されて、今年度も 30 万円計上されております。市民活動支援センターがちょっとまた新しいという印象があるんですけど、修繕料を計上する理由、これをお伺いいたします。

活動推進班長 修繕料についてですけど、市民活動支援センター、確かにオープンしたのは新しい、令和 5 年でしたけど、施設そのものは、元々の物産観光センターを使用しておりまして、昨年も雨漏りの修繕等であったり、色々老朽化している部分。窓枠等あたりしまするので、その辺の老朽化した部分への対応としてこの修繕料 30 万円を計上させていただいております。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑ございましたら。

ひさなが副分科会長 94 ページ、95 ページの第 19 目「諸費」、事業コードが 025「防犯カメラ設置事業」、177 万 2,000 円についてですけども、令和 8 年度は何台設置する予定なのかと、あと、設置場所の基本的な考え方についてお伺いします。

市民活動推進課長補佐 市民活動推進課で管理している防犯カメラは現在 8 台ございます。令和 7 年度から既存の防犯カメラをアナログ型からネットワーク型に切り替える予定にしております。毎年度、古いものから 2 台ずつ切り替える予定にしております。令和 8 年度においては、正明市交差点それから長門市駅構内の 2 台を切り替える予定にしております。新規の設置につきましては、警察と協議をしながら検討を行うこととしておりますが、現在のところ予定はございません。しかし、急遽設置の必要性が生じた場合は、この切替工事よりも優先して設置をしたいと考えております。設置場所の考え方につきましては、犯罪の発生抑止のため、主要幹線交差点部分や犯罪弱者である児童生徒が利用する通学路周辺に防犯カメラを設置することとしております。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。市内では空き巣が発生しているというと

ころは、以前一般質問でもさせていただいたと思いますけれども、今は犯罪の発生防止が設置場所の考え方の 1 つにあるということをおっしゃられてましたけれども、こういった現状に合わせた、設置場所の検討っていうのは、考えがあるのかどうか、現状、その犯罪が実際に起きている現状においてどのような考えをお持ちか、お伺いします。

市民活動推進課長 現在、主要交差点部分と学校通学路に付けております。犯罪等の発生を抑止するという部分につきまして、地域で取り組まれる部分につきましては、警察等が補助のほうを、制度を持っておりますので、そこへの案内をさせていただいて、現在はしております。また、個人につきましては、様々なサービスがございますので、そちらのほうでの対応をお願いしております。

ひさなが副分科会長 自治会にはご案内をされるということですが、実際に今起きている地域についてご案内をもうすでに行っているのか、それとも令和 8 年としていられるのか、具体的などころの見解をお伺いします。

市民活動推進課長 地域から防犯カメラの設置につきましてお話がありましたら、現在はその時に警察のほうの制度につきまして周知をしているところとなります。令和 8 年度について、制度についてはまだ確認できておりませんので、また確認し、お問い合わせがあれば周知をしていくこととしております。

ひさなが副分科会長 市は広報や啓発活動しっかりしていくというご答弁をされてたと思いますので、もう空き巣が起きている地域わかってると思うので、そちらについてはこちらからアプローチをしていったほうがいいのかというふうには、私はちょっと思っていますので、検討していただければと思います。先日、この防犯対策については、市長がやっていることのレベルアップをしていくことの余地はあるんじゃないかっていうところおっしゃってたと思うんですけど、担当課としては、この具体的なその余地がどういう範囲なのか、ちょっと僕はわかりませんが、考えていく必要について市長がおっしゃった以上あるんじゃないかなと思いますけれども、その点について見解をお伺いします。

市民活動推進課長 防犯カメラに関連しまして、様々な取組に対してバージョンアップを行うというところで答弁をさせていただいております。現在、啓発活動で消費生活に関連して地域に入り、出前講座の形で地域に入り、特殊詐欺であったり、そういった部分の啓発を行っております。警察のほうにおきましても出前講座を開催しておりますので、その部分につきまして連携をすることで、より地域の方の防犯力と言いますか、そういったところを高めていくというところでも取り組んでいくこととしております。

綾城委員 今、課長から警察のほう、一般の自治会とか、家庭のほうには警察のほうの補助金を紹介してしてるんだということで、これやっぱり結局、県の予算がなかったらできないわけですよ。令和 6 年は確かなかったですよね。令和 7 年は要望等が多かったから、警察が急遽予算立てしてるっていうところ。だから、やっぱり市として、やっぱり警察や県にやっぱりこう予算の継続、それとやっぱり拡充。結局その県下で例

えば長門で自治会さんが、5つ6つ声あげた時に、多分全部とおらないですよ、予算の関係上。だから、その警察でお願いする以上、やっぱり県がきちっと毎年予算を確保すること。その予算を拡充していただくことっていうところ、そういったところっていうのは市として要望していかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、そのあたり、ちょっと教えていただいてもいいですか。

市民活動推進課長 今言われた部分につきまして検討し、継続、拡充の要望につきまして警察署のほうと話を続けていきたいと考えております。

田村委員 ひさなが委員の関連ですが、ちょっとコードは変わりますが、事業コード010「防犯灯設置事業」についてお伺いいたします。今年度、防犯灯の設置の、新たに設置されたり更新されたりするところの場所、また数等がわかればお願いいたします。

市民活動推進課長補佐 令和8年度の設置件数ということですか。この事業自体は自治体からの要望に応じて行うものになりますので、令和8年度につきましては、まだ申請のほうは受け付けておりませんので、わかりません。

上田分科会長 よろしいですか。関連ございましたら。「なし」と呼ぶ者あり)では、ほかに質疑ございますか。

岩藤委員 予算書102ページから103ページの第42目「地域交流プラザ費」、事業コードが100の「交流プラザ施設・設備等改修事業」、1億3,272万6,000円についてお伺いいたします。これについては主要な施策には載っているんですが、ちょっと工事内容と、積算根拠をお伺いしたいと思います。

中央交流プラザ主査 中央交流プラザの大講堂の空調改修を行うという内容のものになります。工事の内容としましては、今、大講堂の空調以外の空調については、令和7年度に個別空調改修の改修工事を実施しております。令和8年度については、大講堂の客席部分の空調を電報と同じ吸収式冷温水機、灯油のボイラー方式をコンパクトにする形での改修を行って行く予定です。その積算根拠につきましては、令和6年度実施設計の段階で適用されたものを元に算出しているという状況です。

岩藤委員 今空調、結構音がするので、これが静かになればいいなというふうに思っております。そしたら今度、工期についてお伺いしたいと思います。工期についてはいつ頃予定されているのか、お伺いします。

中央交流プラザ主査 工期につきましては、令和8年度入りしましたらすぐに入札、また契約事務等を行い、それが6月頃までに完了できたらと思っております。その契約が進みましたら、直ちに機械等の発注を行い、工事の設置、また改修工事を行いまして、1月末完成という予定になっております。

上田分科会長 関連ございますか。「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。「なし」と呼ぶ者あり)では、今一度、市民活動推進課所管全般にわたりご質問はございませんか。

田村委員 では、副市長にお伺いしたいと思います。出会い創出支援事業の中の

答弁のことを踏まえてお伺いしたいと思います。来年度の秋には、3市で合同協議をされるということだったと思います。この事業の大小、是非は人員各自それぞれあるとは思いますが、とりあえずそれは置いておきまして、ご答弁の中で、3市で合同される際、並走して考えを決めていくと答弁にされていたと思いますが、私としては、あらかじめ、いや、長門市はこうしていくんだ、ほかの市と共同してやっていくことも大切ですが、本市としての考えを取りまとめていただきたいと思います。先ほどご答弁では、私なら、どうもほかの市の方に追従していくような、もしくは、ちょっと言葉は悪いですが、その場のノリで決めていくような感じのご答弁にちょっと見受けられました。本市としてその会議に臨む前に、強い意志を持って、いや、長門市としてはこうしていくんだという考えを持って臨んでいただきたいと思いますが、副市長としての考えを是非お伺いしたいと思います。

副市長 この事業の元々の走りと申しますか、きっかけは、萩市長のほうからトップ会談で美祢市長、長門市長に対しまして、単市でやっているんではどうしても母数が足りない、なんとか、3市共同でできないか、というのがそもそもの指示であったというふうに記憶しております。そこで、毎年毎年、事務方が成果指標、即ちアウトプットやアウトカム、そういったものを、睨みながら、次年度はどうしようこうしようというのを協議して、このセンターが成り立っているわけでございます。この次年度の事業展開につきましては、先ほど申し上げた成果指標というかアウトプット、アウトカムを睨みながら、3市の事務方が協議を行い、それぞれの市の考え方なり、市の受け止め、確認し、それぞれトップまで、市長まで伺った上で次年度の当初予算編成、秋でございますけれども、これに臨んでるということはまずもって申し上げたいと思います。ですから、この事業に関しては、当然3市共同でやるわけですので、事前にそれぞれの市長の了解をとって、続けますか続けませんかという考えを統一してこの予算編成に臨んでいるわけでございます。抜ける抜けないっていうことは物理的には可能ではございますけれども、当然トップの理解を得ながら進めている事業でございます。そして、これはあくまでも結婚を希望される方の選択肢の1つとして、それぞれの市が、北浦3市は過疎に悩む団体ばかりでございますので、少子化をなんとかしたい、そういう思いが込められた合同事業でございます。そういった点はぜひご理解を賜りたいと存じます。

上田分科会長 今一度でほかにご質疑がございました。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

市民活動推進課長 申し訳ございません。先ほど、コミュニティ創出支援事業の中、令和6年度支援された、補助を活用された団体で令和7年度申請していない団体につきましては、3団体となります。

上田分科会長 田村委員の質問ですがいいですか。はい、ありがとうございました。それでは、以上で市民推進活動推進課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ

替えのため、暫時休憩します。11時5分でいいですか。よろしくお願いします。

— 休憩 10:57 —

— 再開 11:04 —

上田分科会長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、総合窓口課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

上田分科会長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で総合窓口課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員は自席で待機願います。

— 休憩 11:05 —

— 再開 11:06 —

上田分科会長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、生活環境課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 それでは、補足説明をいたします。予算書155ページ第2目「塵芥処理費」、事業コード020「ごみ収集業務(委託分)、ごみ収集・回収等委託料」。2億789万7,000円につきまして、前年度と比較して776万3,000円の増となっています。この主な要因は、人件費の増によるものです。また、同日、事業コード045「萩・長門清掃一部事務組合負担金」、1億4,197万3,000円につきまして、前年度と比較して361万6,000円の減となっています。これは、不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場基本構想策定業務委託料の業務完了に伴う減額が主な要因です。

上田分科会長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

ひさなが副分科会長 それでは、予算書154ページ、155ページの第2目「塵芥処理費」、コードが070「一般廃棄物処理基本計画策定事業」、390万9,000円についてお伺いしますが、まず、そもそもこの計画自体がいつからいつまでのもので、なぜこのタイミングで計画を策定する必要があるのか、それについてお伺いします。

廃棄物対策班長 まず、いつからいつまでの計画かという問いですけれども、本計画は、令和3年度に策定いたしました既存計画の見直しを行うものでございまして、計画期間につきましては、令和4年度から令和18年度に変更はございません。それと、この計画の見直しの根拠のところですが、環境省の指針に基づき、おおむね5年を目処に見直すようにという通達がございますので、それによるものでございます。

ひさなが副分科会長 わかりました。では、令和 3 年度に策定をされたものの見直しということで、時代がかなり大きく変わっていると思いますけれども、この見直しにかかるポイントを、担当課としてどのように見解をお持ちか、お伺いします。

廃棄物対策班長 見直しのポイントについてでございますけれども、近年の人口減少やごみ排出量など実績に基づき、目標年度でございます令和 18 年度に向けて、より実態に即した内容となるように留意しまして、見直しを行いたいと考えておるところでございます。

上田分科会長 関連がございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ほかに質疑ございましたら。

綾城委員 それでは、予算説明資料の 16 ページです。予算書は 149 ページです。長門斎場火葬炉設備改修工事についてお尋ねいたします。これは 4,664 万円の工事請負費がついておりますけれども、まず、積算根拠についてお尋ねいたします。

環境衛生班長 積算根拠については、設計によります。工事内容といたしましては、火葬炉耐火物の全面積み替え、共通煙道耐火物積み替え、積み替え付帯設備更新に係る直接工事費に、共通費、物価上昇率、消費税を積み上げたものが 4,664 万円となっています。

綾城委員 わかりました。これ、説明資料には今後予定されている、斎場統廃合を見据えてってところで、この改修工事をされるというところなんですけれども。もう 1 回、じゃあすみません、確認します。この火葬炉の改修をされます。これは具体的にどういうことをされるのか、お伺いいたします。

環境衛生班長 今回の火葬炉耐火物の全面積み替えというのは、火葬炉の内部は 1,000 度を超える高温にさらされるために、炉本体を熱から守る耐火レンガが経年劣化により深刻な損傷を負っております。これまでも部分的な補修で対応してまいりましたが、もはや限界であり、今回は内部の耐火物を全て撤去し、1 から積み直す根本的な改修を行います。また、耐火物の積み方を工夫することで、大型の棺にも対応可能となり、近年のニーズにも合わせた運用を実現しようと思っております。

綾城委員 わかりました。今、大型の棺にも対応されるというところで、少し火葬炉を大きくされるってことですが、今、日置斎場のほうが、わりと体の大きな方のご遺体を、日置斎場で火葬されてると。この令和 9 年度から、この日置斎場は廃止になりますから、その時に、どうしてもやっぱり、今のお葬儀をされてる業者さんたちが、今まで日置斎場に火葬されていたものを、長門斎場で。そこで、ちょっとお尋ねなんですけど、今、日置斎場の火葬炉ぐらいの大きさを、今回長門斎場の火葬炉を改修されるってことですが、その辺は対応可能であるかというところを確認いたします。

環境衛生班長 はい、対応可能です。

綾城委員 わかりました。対応可能っちゃうのは、あれですか。結構やっぱりこれは、さすがに業者さんに確認しないとわからないと思うんですよ、お葬儀屋さんにもね。これ、

ちゃんと入るかどうかって。その辺の意見聴取とか、ちょっと意見を伺うってことはされてますか。

環境衛生班長 意見聴取まではしてないですけど、もう大体葬儀社のほうはサイズを把握されておられるので、無理な大型棺で予約されることはないと考えております。

綾城委員 わかりました。業者の方々も、この辺は結構やっぱ心配をされておられました。なので、課長にちょっと、やっぱり今の葬儀屋さん、業者さんには、やっぱ一度確認をされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

生活環境課長 こちらのほうから照会っていうか、そちらのほうはしてないですが、業者さんのほうから 2、3 件問い合わせがありまして、これこれのサイズなんですけど対応可能ですかっていうので、その時、確か業者、今回改修する業者さんにも確認して、対応可能であるというふうな確認を取っているところでございます。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑ございましたら。

ひさなが副分科会長 予算書が 156 ページ、157 ページの第 2 目「塵芥処理費」。コードが 720「最終処分場維持管理費」の施設整備工事の内容についてお伺いします。

廃棄物対策班主査 最終処分場の施設整備の工事内容は、浸出水処理施設監視装置の更新工事です。施設内の監視用端末は古く、セキュリティの関係でデータの取得はできず、維持管理上支障をきたしている状況であり、今後も継続して安定した維持管理を行うため、機器の入れ替えとプログラムの更新作業を行うものでございます。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。最終処分場は今、一部事務組合でも話していますので、行けるのであればなるべく行けたらいいのにと考えてたんですけど、そういう事情ではないというところで今理解をしたところでは。今は維持管理上支障をきたしている状況っていうふうにありましたけれども、実際にこの工事はどれぐらい工期を見込んでいるのか、それまでの間、業務上問題がないのかについてお伺いします。

長門市清掃工場課長補佐 工期についてのお問い合わせだろうと思いますので、お答えします。一応、材料等々の納入の時期を含めて今 6 か月ほどで見込んでおります。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。それまでの間、何とか業務に支障なく行けるという理解でよろしいですか。

長門市清掃工場課長補佐 はい、そのとおりです。

上田分科会長 関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

尾崎委員 予算書 156 ページ、157 ページ、第 2 目「塵芥処理費」、事業コード 900「塵芥処理費」についてお伺いします。ごみ減量化機器等購入補助金が前年度に比べて 1 万円下がってますけど、この理由を教えてください。

上田分科会長 すぐ出なければ、またどうでしょう。

生活環境課長 昨年度の実績に基づいて、今年度予算計上しているところです。

尾崎委員 一方で、ごみステーション整備費補助金が上がっており 140 万円ほど上がっておりますが、これは要望があるから上がったというふうに理解していいですか。

廃棄物対策班長 こちら、昨年の要望を調査した結果、令和 8 年度につきましては 29 基分の設置希望がございまして、それによりまして計上させていただいたものでございます。

上田分科会長 関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

綾城委員 それでは、予算書 246 ページです。債務負担行為ですね。こちらに長門斎場火葬等業務委託料 8,171 万 5,000 円が予算計上されております。まず 1 点目、お尋ねいたします。これは今、3 年に 1 回業務委託料の何て言うかな、やられてますけど、3 年前の令和 6 年から今年 8 年末で契約が一旦終わりますが、このときの長門斎上火葬等業務委託料は 3,536 万 1,000 円でございます。今回は、令和 9 年度から新たな契約に関しては 8,171 万 5,000 円と金額的に倍以上となっておりますけれども、積算根拠とその理由についてお伺いいたします。

環境衛生班長 長門斎場の長期継続委託契約が令和 8 年度末をもって満了いたします。つきましては、次期契約の事業者を令和 8 年度に公募型プロポーザル方式で選定する予定です。今回の債務負担行為は、そのプロポーザルにおける提案上限額、令和 9 年度から令和 11 年度の 3 年間分の予算を確保するために設定するものです。内訳といたしましては、年間の委託料上限額 2,723 万 8,000 円の 3 年分として 8,171 万 5,000 円を計上しております。この金額は、あくまで現段階での上限額であり、詳細な積算根拠につきましては来年度に設置するプロポーザル審査委員会での審議内容にも関わるため、現時点での公表は差し控えさせていただきます。

綾城委員 はい、わかりました。詳細については、プロポーザルの問題ですけど、大体毎年 2,723 万 8,000 円掛ける 3 でいうところでございます。募集時期についてお尋ねいたします。

環境衛生班長 募集方法は公募型プロポーザル方式を予定しており、時期は来年度の 6 月頃を予定しております。

綾城委員 じゃあ、あれですか。ちょっと確認なんですけど、これまでも公募型プロポーザルでやられてたんですかね、お尋ねいたします。

環境衛生班長 これまではちょっと公募型までには至っておらず、一番初めに決めたときも、平成 27 年が初回だったんですけど、審査会は開いているけど公募ではなかった形です。

綾城委員 今回、公募型プロポーザルをされることになったことについてお尋ねいたします。

環境衛生班長 この金額が前回から増額となっているって言われている理由にもな

るんですけど、次期契約において委託内容を現行の一斎場体制から油谷斎場を加えた2斎場体制へ拡大する可能性を考慮しているためです。令和9年度からは、当然、油谷斎場の重要性が増すことから、両斎場を一体的に管理する包括契約への移行を検討しており、この業務範囲の拡大を見込んで上限額を設定しております。この委託内容自体も、今後設置するプロポーザル審査委員会での審議結果によっては変更される可能性がございますので、その辺の可能性はちょっとご理解ください。

綾城委員 はい、わかりました。つまり、長門斎場と油谷斎場の2か所の管理を業務委託に出していきたいと。そのために、公募型プロポーザルで広く業者さんを募集されるということだと思います。あれですか、プロポーザルではどういったことを盛り込んでいかれるのか、お尋ねいたします。

環境衛生班長 先ほど申し上げたとおり、現段階では原課の方針の段階ではございますけど、一番重点的に重視したいところが、例えば火葬師さんが病気とかになったときにバックアップがいるのか、代わりがいるのか、当然もう1斎場体制になりますので、火葬を止めるわけにいかないんで、その辺が一番のバックアップの人員の数であるとか、あと業務の姿勢であるとか、その辺のサービスが充実することを盛り込んでいきたいかなと考えております。

綾城委員 私からあと1つです。これ、今まではやっぱり地元企業についていうところで、地元の事業者さんに委託業務を委託されてきた。この公募型プロポーザルに際しても、地元とか関係なく、もう広く、県外の業者とかも広く募集されるっていう認識でよろしいですか。

環境衛生班長 まず、この審査委員会の許可は得てない段階なんですけど、一応県内で実績がある業者には絞ろうかなとは考えております。

林委員 今のちょっとやり取りを聞いてて思うんですけど、今までは単純な業務委託でしたよね。令和9年度からそのプロポーザル方式、つまり企画競争方式でやろうということなんです。その企画競争方式はいいんだけど、これ入札ではダメなんですか。その入札方式ではダメなんですか。要するに、その一定の条件をつけて価格の1番低いところを落札者とするというやり方ではなくて、企画競争方式にしたっていう、その理由っていうのはなんなんですか。その理由っていうか。

環境衛生班長 今回の場合、市民の皆さんが大変心配されてる点でもあると思いますんで、安かろう悪かろうでもいけないので、提案の見積もりの価格だけでなく、そのほかの面も評価してプロポーザルの形で、プロポーザルも入札の方式ではありませんけど、選択したいっていうのが担当課の考えです。

林委員 価格のみに着目しないで業者を選定していくっていうのは、それは理解できますが、そのプロポーザルの場合っていうのは、さっきも綾城委員からもおっしゃいましたけども、やはりこの対象が広がるっていうか、どの程度の範囲の、つまり今までであれば単純に行政と事業者との業務委託契約。これは特にうちの場合は、長門市

の場合は特に地元業者を優先するっていう明確な方針があるわけですよ。これ、学校給食センターの調理業務の民間委託もそうなんだよ。これは広島 of 業者ですよ、大きな。こういうことになるんでしょ。やっぱりそうすると、その辺は、その地元業者の育成、振興という面と、今回のその企画提案方式の入札をかけていくっていうところの整合性というか方針っていうのはどういうふうにまとめているんですか、そちらで。市民生活部長 まず、先ほどちょっと担当班長が答弁した中で、この火葬業務について、平成 27 年当初の、実はプロポーザルでやってるんですよ。っていうのが、私、当時審査員でプレゼンを採点したんで、あの当時からその求める仕様に対して業者からの提案をプレゼンでさせてます。それ以降、今回に至るまでっていうのは、今の市内業者に対していわゆる提案書を出させてっていう簡易な方法でやってます。実は今までその火葬場を運営する中において非常にクレームも多いと。何が多いかついたら、接遇であったり、清掃が行き届いてないとか、私ども担当課も、それ再三改善するようにはお願いしてきてるところです。じゃ、改善はされてるんであろうが、ちょっとまだ足りない。今、ご存じのように、統廃合に向けて、まずは 2 斎場で様子を見て、将来的には長門の 1 斎場にする時に、いや、1 番私どもが懸念してるのが、もう止めるわけにいかないということで、まずそういったその体制ですよ。欠員が出た時にすぐ補充ができるような体制が整ってるか。やっぱりその 1 斎場になって、人生終焉の大切な場において、接遇が悪いとか中が汚いとか、もうそれはもう、これを機にちょっと刷新したいんで、その辺も今までや最初にやった仕様書に比べて私どもが求めていきたいと思ってます、かなり高いところを。それに関してやっぱりプレゼンを受けないと、なかなか判断できないということで、今回はそういう形を取らせていただきます。ただ、地域要件に関しては、全国区じゃなくて、あくまでも山口県内でやっぱり実績をまとめたいなっていうところで今回は考えているところです。

林委員 わかりました。これで私、質疑は終わります。ちょっと私、あの当時、平成 27 年当時っていうのは、これ地元の業者の単純業務委託だ、これ内部で公募型プロポーザルだったんですか。じゃないでしょ。確か。

市民生活部長 どちらかという、指名型に近いと思います。

林委員 そうでしょ。だから、私たちは当時、私も当時の委員会でその審査に携わってますので、その公募型プロポーザルとかプロポーザル方式でやってたなんていうのは、実はその議論の中ではなかなかあったはずなんですよ。それはいいとしても、確かに今、地域要件は山口県内っていうことで、当然そういった目星があるからやるだろうと思うんだけど、当然、その今、火葬業務受けてる事業者さん、もう当然その公募型だから、その提案する可能性もあるし、場合によってはそのほうが企画提案の中で上位の点数を取ったから受けるっていう可能性も排除できませんよね、今のところ。そういう中で、今の事業者が、その今の部長の答弁からすると、今の事業者のさらにもっと上を求めているようなニュアンスを受けてるんだけどね。ということは、今

までのその事業者との関わりの中で、そういうところをなぜこう今まで放置されてきたのかっていうのがちょっと疑問なんです。今回、その債務負担行為でこの3年間やるわけだけども、それだけのそういう問題があれば、なぜ改善してこなかったの、なぜ指導してこなかったの。委託契約って業務委託なんていうのは、逆に指定管理よりも、行政の職権は強いんですよ、多分、法的には。その辺がなぜなのかっていうのは、ちょっと申し訳ない、ちょっとちょっと疑問があったんで、すいません。

市民生活部長 先ほど私が答弁した時にも言ってるんですけど、それに関しては改善するような指導はしています。ただ、それが、私どもが思うような内容までいってないということでございます。

上田分科会長 関連ございましたら。

綾城委員 なんかぶっちゃけたところのお話で、でも、なんかそういうの聞くと、やっぱり今の地元の受けてらっしゃる業者さんが、少しマイナススタートになっちゃうのかなっていうのは思うんですけど。でも、前、決算かな、一応改善を促して、改善をされてるっていうふうには課長は答弁されたと思うんですね。だから、そこはゼロベースで改善されてるっていうと、答弁当時されてますから、そこはゼロベースでやっば見ていただきたいなって、参加されたらですよ、業者さんが、と思うんですけど。ちなみにあれですよ、これ、プロポーザルの募集期間ってどのくらい設定されるんです。

環境衛生班長 一般的に1か月程度が募集期間になると考えております。

綾城委員 これ、1か月程度っていうのは長いですか。短いですか。それとも今言われた本当に一般的なんですか。その辺ちょっと部長、お願いいたします。

市民生活部長 この期間の取り方に関しては別に決まったものはないと思います。ただ、1か月程度取っておれば問題はないというふうに思っています。

綾城委員 ちょっとその、今準備の中でどういうことをされてるのかってよくわからないんであれですけど、あれですか、もう地元の業者さん及び県内のそういう火葬、要はその表とか裏を担ってる事業者さん、ほかの事業者さんは皆さん、長門市が今6月、もう6月って言ったらあとちょっとか。あと、6月に向けて募集を開始するんですよっていうのは、もうなんか伝えてらっしゃるんですか。

環境衛生班長 まだ伝える段階ではないので、審査委員会もまだ立ち上げてない状態なので。その辺で募集の要綱とかを詰めてからの募集開始になるんで、当然1か月程度の猶予は持つとは思いますが、ちょっとタイトな日程になりかねないのはちょっと正直なところですよ。

綾城委員 わかりました。プロポーザル審査会の委員長は今、副市長になるんですかね。

環境衛生班長 はい、現在その予定にしております。

綾城委員 はい、わかりました。では、あと、この——そうか、審査会か。うん、わかりました。いいです。

上田分科会長 関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、生活環境課所管全般にわたりご質疑はございませんか。

綾城委員 それでは、副市長にお尋ねしたいと思います。今、ちょっと議論になっておりましたけど、今後そのプロポーザルを今の長門斎場に向けてプロポーザルを開始してやっていくということですけど、そのプロポーザルの審査員には多分副市長がトップになられてやっていかれるんだらうということでございます。今までやっぱりこの地元の業者さん、色々ありますけれども十分市政に尽くしてこられた、そういった中で今回はその求めるものもあげていく。多分 2 斎場を持つから、やっぱり人員体制っていうところも当然強化をされていくっていうところで、本当に地元の事業者さんでどこまでできるだろうかっていうようなところもある。そういう中で、公平に今からやって当然行かれるんだと思うんですけど、この期間の持ち方、やっぱりちゃんと、皆さんがしっかりとこの募集に参加できるように、この期間の持ち方であったりとか、この審査であったりとか、その辺はしっかり考えて、この長門斎場は、今後市民の皆さんのご理解をいただいた上で一緒になってやっていけるような体制をつくってほしいと思うんですけど、その辺り期間の持ち方とかそういったところを、副市長としてどういうふうにお考えになってるのかっていうところを、お尋ねしたいと思います。あとそれと、今県内の事業者さんに限られるっていうところもありますけれども、県内事業者様、県内で実績があるところですよ、そういったところも含めて、副市長のお考えを伺いたいと思います。

副市長 先ほど部長が、この業務のスタートのことを申し上げましたけれども、やはり市民の皆様にとっては人生終焉の場にふさわしい、今のところ将来的には長門 1 斎場という形になるんですけれども、これからつくるであろう仕様書の中でしっかりサービス面も含めて次元の高いものになるように。これは私ども一致した意見でございます。その中で、先ほど来部長も申し上げましたけれども、バックアップ体制。最近も日置斎場、三隅斎場で、火葬技師の皆さんは高齢なんですけれども、ご病気ということで一時的に閉鎖という事態が発生しております。この辺を何とか補完体制が取れるように、代わりの方が受け持たれるように、1 秒たりとも斎場が動かないということ自体を避ける、これはもう絶対に避けていただきたい、この体制は取りたいと。その中で、接遇面も含めて次元の高いものを求めていく。そうしたときに、公平性ということは、公募ですから当然考えないといけないと思っております。県内の実績のある業者ということで発言がございましたけれども、市内の業者さんがこの仕様書に沿って、改善なり次元を高めていくというご努力をいただければ、当然、その業者さんも対象になる可能性はあるわけでございますから、期間の取り方についてはタイトという話がありましたけれども、皆さんがその体制がつかれるような期間をこちらとして設定し、公平・公正にこのプレゼンテーションに臨んでいただけるよう、私どもとしてもその点は

十分配慮していきたいというふうに考えております。

上田分科会長 今一度で、ほかに質疑がございましたら。「なし」と呼ぶ者あり)それでは、ご質疑もないので質疑を終わります。以上で、生活環境課所管の審査を終了します。ここで、説明員入替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 11:40 —

— 再開 11:41 —

上田分科会長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 予算書 119 ページからの「民生費」、「社会福祉費」及び 138 ページからの「生活保護費」、「災害救助費」、232 ページ「諸出金」、「基金費」、第 6 目「地域福祉振興基金費」に、また予算説明資料では 13 ページから 14 ページにお示しております。新規の事業といたしましては、第 8 期障害者計画等の概要版の音声コード作成、既存の事業の拡充としましては障害者福祉タクシー券の郵送交付、日常生活用具「紙おむつ」の給付対象に一定の条件のもと療育手帳 A 所持者を追加することに関する経費を計上しております。

上田分科会長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

綾城委員 それでは、当初予算説明資料の障害者福祉タクシーです。失礼いたしました。13 ページでございます。今回、一般質問でも出ました。今、補足説明でも簡単にありましたけど、障害者福祉タクシー助成事業、1,151 万 2,000 円、これのプッシュ式で、今後は申請式からプッシュ式に変えるための予算の計上っていうところで、通信運搬費の 35 万 2,000 円拡充となっております。これに関して 2 点ほどお尋ねいたします。では 1 点目です。このプッシュ式にされるという、令和 9 年からですかね、プッシュ式、今年も申請で、その実績に基づいて令和 9 年からプッシュ式にされるということですけど、このプッシュ式に際して、この郵送方法及び転居や死亡などがあつた場合の誤送付など、どのように防いでいかれるのか、お伺いいたします。

障害者支援班長 郵送方法については、簡易書留を予定しております。令和 8 年度の申請状況を基に郵送時点の状況を確認し、市外に転居されている方や死亡されている方については郵送しないこととしています。また、不在等で受取りができなかった場合などは市へ返送されるため、その利用者の状況を丁寧に確認しながら対応していくように考えております。

綾城委員 はい、わかりました。ごめんなさい、もう 2 点あります。2 点目です。では、今回、窓口申請が令和 9 年からなくなるんだろうということですけど、窓口申請をなくすことで職員さんの市の事務負担はどうか、お伺いいたします。

障害者支援班長 窓口の混雑がなくなり、申請書への記載対応の事務負担が軽減されますが、居所不明の場合や問い合わせなどの業務は増加すると予想しております。

綾城委員 はい、わかりました。3点目、私からはこれが最後です。よくこの障害者福祉タクシーチケットについては、例えば視覚に障害のある方とか、この前は一般質問でありました透析の方とか、ぜひ制度を拡充してほしいとか等々、枚数についてもこれまで2枚から3枚とか、それぞれその時期、その時代で拡充をされてきたと思います。そういった声っていうのは、やっぱり市民の利用者の方の声をやっぱり拾い上げていって、それをどう政策に反映させていっていかっていつとこだと思うんですけど、郵送されるということで、アンケートなんかを例えば一緒に同封するっていうことは理論上できるんじゃないかなと思うんですけど、そういった今後、その利用者の業者の声を拾うというところで、このアンケートを送る際に同封するという事は担当課として考えられるか、お伺いいたします。

障害者支援班長 アンケートを同封することは可能でございます。

綾城委員 はい、わかりました。部長にちょっとお尋ねしますが、これは同封してやってもらえますか。

健康福祉部長 議会でも答弁しておりますけども、やり方が変わりますので、一応アンケートを実施する方向では現時点考えているところです。

健康福祉部長 関連はございますか。

林委員 今回そのプッシュ式になるっていうことは、すぐ申請される方も窓口対応も軽減されるっていうことはすぐ理解します。新規の利用の場合は、今までどおりでよろしいんですか。新規利用したいっていうことは、今までどおりですか。

障害者支援班長 新規の利用の方につきましては、新規の手帳の交付時に申請の手続きをしていただくような形になりますので、そこで交付の手続きというふうな形になります。

林委員 よくわかりました。このプッシュ式になるっていうことは、さっきも言ったように、すぐメリットがあるっていうのを私は承知してはいますが、これのその周知の方法っていうのはどういうふうにされようとされているのか。さっきそのアンケートで、私はちょっと一瞬言葉が詰まりましたけど、実は言いたかったんですよ。そのところなんです。

障害者支援班長 周知につきましては、3月25日から今年度申請の受付が始まりますので、その際に窓口用のチラシを作成しまして、そこで丁寧に説明させていただきながら説明する方向で考えております。

上田分科会長 関連はございますか。

田村委員 この福祉タクシーチケットのプッシュ型通知、新規事業は私も非常に注目させていただいているところです。利用者さんの利便性の向上と職員の方の業務効率の改善につながる非常に重要なところだと思います。現在、窓口でもアンケートは

取られているということですが、私はなかなか運が悪いのか 10 年以上福祉タクシーチケットをもらっていますが、ちょっと 1 回もアンケートは取られたことがない、周りの方に聞いてもあんまりもらったことはないということですが、この度プッシュ型にして、もしですねアンケートを同封するとしたら、どういった形で——形は簡易書留になんでしょうけれども、どれぐらいの割合の方に、アンケートを聞いて、それを踏まえてフィードバックをしていくのか、お伺いいたします。

障害者支援班長 令和 6 年度の実績で言えば約 700 件の申請があります。おそらく利用者の——例年そういった推移で申請件数は推移しておるところでございます。申請履歴のある方の全員に対してアンケートは行う予定で考えております。

田村委員 すみません。再度の確認になりますが、今までアンケートを行っていて、今回プッシュ型通知になったときは福祉タクシーチケットにアンケートを同封される予定がある、それは全員に送るという意味で解釈させてもらってよろしいでしょうか。

障害者支援班長 そのとおりでございます。

田村委員 私からは最後の質問になりますが、そのアンケートの内容は、僕は一度も受けたことがないので見たことがないんですが、今までと内容は変わるものなんですか。事業が変わることによって項目が増える、そういったことはありますか。

障害者支援班長 現状を確認しながら、項目についてはこれから考えていく予定で考えております。

上田分科会長 関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

ひさなが副分科会長 それでは、予算書 122 ページ、123 ページ、第 1 目「社会福祉総務費」コードが 900「社会福祉総務費」の社会福祉協議会運営費補助金についてお伺いしますけれども、こういった金額になっている理由についてお伺いします。

地域福祉課長 補助金対象者数、補助金額につきましては、社協の要望どおりとしており、今回 13 人分の人件費総額約 6,615 万 5,000 円、そして委託事業との兼務分の人件費 1,116 万 9,000 円を引いて、さらに個人ごとに補助金対象業務の従事割合を掛けた結果、5,106 万 5,000 円となりました。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。しっかり社協さんとのコミュニケーション取った上でこの金額になっているという理解でよろしいですか。

地域福祉課長 コミュニケーションはしっかりとっております。

上田分科会長 関連がございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑ございますか、

綾城委員 当初予算説明資料の 14 ページです。今回拡充であがっておりますけど、日常生活用具給付等事業について、この今、給付対象品目に、紙おむつ対象要件に、20 歳未満で排尿・排便の意思表示が困難な強度行動障害の療育手帳の A ですかね——の所有者の方を追加するというところでございますが、何点かお尋ねいたしま

す。今回の紙おむつ給付対象に強度行動障害の手帳所持者 A あり、療育手帳 A ですかね、所有者を追加する、この背景についてお尋ねしたいと。

地域福祉課長補佐 これまで、直腸や膀胱機能障害、脳性麻痺などの脳原性移動機能障害のある方については紙おむつの対象となっておりました。しかし、職員の訪問調査で、強度行動障害児の保護者から排泄ケアの精神的、経済的負担の大きさをお聞きし、療育手帳 A の所持者で、強度行動障害があり、特に排泄に関する行為に常に支援を必要とする児童の保護者については、これまでの対象者と同様の困難さを抱えていながら、その負担を軽減するすべがなかったことから、在宅生活での支援を図るため、3 歳以上 20 歳未満の障害児を紙おむつの対象とするに至りました。

綾城委員 わかりました。今後もそういうふうに、当事者の方とか、親御さんの意見を聞きながら政策の充実を図っていただきたいと思うんですが。じゃ、2 点目です。今回の対象拡大により何人程度を、のこたえを見込んでらっしゃるのか、お尋ねいたします。

地域福祉課長補佐 3 人程度を見込んでおります。

綾城委員 わかりました。じゃ、今回計上されている 44 万 5,000 円の積算根拠についてお尋ねをいたします。また、上限等あるのか、お尋ねいたします。

地域福祉課長補佐 紙おむつの基準額ですが、1 か月の上限額が 1 万 2,360 円となっており、その額に 12 か月を乗じ、さらに 3 人分を乗じた額で算出したものです。

綾城委員 はい、わかりました。それでは、今回は 20 歳未満っていうところですけど、なぜに対象 20 歳未満としているのか、お伺いいたします。

地域福祉課長補佐 障害児の保護者は、介護による肉体的、精神的負担に加え、経済的負担も保護者の方に大きくなっています。今回の拡充は、保護者からの切実な声を受け止め、保護者の経済的負担の軽減と障害児の在宅生活における支援を目的としていることから、20 歳未満としているところです。

綾城委員 はい、わかりました。じゃあ、私から最後です。今回のような対象拡大はほかの自治体でも行われておられるのか、お尋ねいたします。

地域福祉課長補佐 ほかの自治体でも行われています。

上田分科会長 関連ございますか。

田村委員 では、この日常生活用具給付事業、紙おむつの対象を拡大されたということですが、これは毎年更新をしていかなければならないものなんでしょうか。申請をして、そのあとの更新は不要で手元に届くものなんでしょうか。お伺いします。

障害者支援班長 毎年申請になります。

田村委員 先ほどの福祉タクシーチケットはプッシュ型通知に今後なるということですが、新たに拡充されたもので、聞くのも野暮かもしれませんが、今後、申請もしなくても対象になる方、そういった方に自動的に配布されていくようなシステムは今後検討されていく余地はあるのかどうか、お伺いいたします。

障害者支援班長 その点につきましては、これから研究を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

田村委員 では、私から最後。質問ではないんですが、福祉タクシーチケットのほうがり便性を考えてプッシュ型の通知になったということで、こちらのほうもまだ始まったばかりではございますが、今後も住民の皆様の利便性を考えていただいて、このあたりもしっかりと検討していただければと思います。

上田分科会長 はい、関連ございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、ほかに質疑ございましたらお願いします。

綾城委員 ちなみにまだありますけど、時間は大丈夫ですか。

上田分科会長 どのくらい。

綾城委員 たっぷり。

上田分科会長 じゃあ、ちょうど昼にかかりますので、執行部には申し訳ないんですけど、ここで一旦切り、よろしくございますか。切らせていただきます。再開は 13 時、午後 1 時からとします。よろしく願いいたします。

— 休憩 11:58 —

— 再開 13:00 —

上田分科会長 それでは、午前中に引き続き会議を始めます。地域福祉課について、ご質疑のある方は、お願いいたします。

綾城委員 予算書 121 ページです。債務負担行為が 246 ページです。予算書 121 ページの方で、055「生活困窮者自立支援事業」、1,763 万 2,000 円で、債務負担行為のほうで、同事業が 3 年間の債務負担行為が上がっております。この令和 8 年度の事業の推進体制について、1 点ほどお尋ねします。とても大事な事業でございますので、お尋ねしたいと思います。

保護班長 本事業につきましては、自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の 3 つの事業があります。先ほど申されましたとおり、令和 6 年度からプロポーザル審査を導入して 3 年間の委託契約を締結し、令和 8 年度が最終年度になっております。現在、自立相談支援事業、家計相談事業を長門市社会福祉協議会と契約しており、就労準備支援事業を NPO 法人と契約しております。それぞれの分野で、相談内容に応じて調整を図りながら支援を実施することで事業を効果的に推進しているところです。

上田分科会長 関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかの質疑をお願いいたします。

尾崎委員 予算書 120 から 121 ページ、「社会福祉総務費」、事業コード 035、予算説明資料 13 ページです。長門市地域福祉センター設備改修事業について、何点か

お伺いします。まず、長門市地域福祉センターの高架水槽及び高圧ケーブルについて経年劣化とお聞きしましたが、現在までに具体的な不具合や故障、危険性が確認されているのか、お伺いします。

地域福祉班長 現在のところ、使用上において不具合や故障、危険性は生じておりませんが、定期点検において業者より劣化の指摘を受けたため安全性を考慮して改修を行うものでございます。

尾崎委員 それでは、これらの設備について設置から何年経過しているのか、また耐用年数との関係について説明していただけますか。

地域福祉班長 平成 5 年の建物建築時に設置をされているため、約 30 年を経過しております。そのため、一般的な耐用年数は経過しておりますが、定期的に点検を行い使用において問題は生じておりませんでした。

尾崎委員 今回の改修が予防的なものなのか、あるいは更新時期が到来したためなのか、令和 8 年度で実施する理由をお伺いします。

地域福祉班長 経年劣化によるものであるため、予防ではなく、更新時期が到来したための改修となります。給水電気設備につきましては、ライフラインであるため早急に対応する必要があり、誘導灯につきましては蛍光灯の製造が終了するまでに LED に更新する必要があるため令和 8 年度に実施いたしました。

尾崎委員 もし、今回その改修を行わない場合、施設利用や安全面にどのような影響があると考えておられるのか、お伺いします。

地域福祉班長 給水設備においては、高架水槽に不具合があれば水道が使用できなくなり施設の利用が困難となります。電気設備においては、高圧ケーブルの破損等により停電した場合、復旧にはケーブルの交換が必要となりますが、ケーブルの入荷に時間がかかるため長期間電気が使用できなくなります。誘導灯、LED については、蛍光灯の製造が令和 9 年末に終了となるため、交換用ランプの入手が困難となり、誘導灯が不点灯となると非常時に人命に関わることとなります。

尾崎委員 それでは次に、給水設備改修工事と電気設備改修工事について、具体的にどの部分をどのように更新する計画があるのか、お尋ねします。

地域福祉課長 給水設備につきましては、現在は高架水槽による給水ですが、高架水槽方式を止めて上水道本管からの分岐による水道を直結して給水を行うこととしております。電気設備につきましては、高圧ケーブルを取り替えることとしております。

尾崎委員 それでは次に、水道設備工事について、高架水槽の場合と水道直結給水の場合との工事費の比較が、もしわかればお願いします。

地域福祉課長 設計により高架水槽を交換する場合は約 1,800 万円の費用で、水道直結方式の場合はその約半分の 985 万 2,000 円という積算がされました。

尾崎委員 はい、わかりました。今回の改修により今後どの程度の期間、大規模改修が不要になる見込みなのかをお尋ねします。

地域福祉課長 把握している限りでは、今回の改修の後、大規模改修の予定はございませんが、建物が建設され約 30 年経過しておりますので、定期点検等により外壁などの改修が必要な場合には大規模改修となる可能性はございます。ただ、時期についてはちょっとわかりかねます。

尾崎委員 それでは、私からは最後です。地域福祉センターっていうのは、多くの市民の方が利用する施設なんですけど、利用を止めることなく工事を実施できるのか、工事期間の対応をどのように考えられているのか、お伺いします。

地域福祉課長 水道と電気については、既設の設備を使用しつつ新設の設備の工事を進め、切り替えは土日の 2 日間で行う予定ですので、通常業務への影響はないと考えております。誘導灯 LED への更新については、通常業務に影響がないよう工事を行うこととしております。

上田分科会長 関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

綾城委員 それでは、予算説明資料 13 ページです。一番下段の、予算説明資料 13 ページですね。今回、新規で第 8 期障害者福祉計画等の概要版で、これの音声コード作成事業っていうのが 37 万 6,000 円ほど上がっております。これは、今の国のほうで障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の基本理念である合理的配慮を踏まえて、視覚障害者等に対する情報取得支援を図るための予算っていうところで新たに計上されておりますが、私からはこれについてちょっと 1 点とお尋ねいたします。これは一応、計画の全体ではなくて、計画の概要版を音声コードでされるということですけど、概要版とされた理由についてお尋ねいたします。

障害者支援班長 計画本体はボリュームがありますので、市民の皆さんによりわかりやすい概要版への音声コードの作成を考えたところでございます。

綾城委員 はい、わかりました。じゃ、あれですか、この音声コード自体は、その全体を音訳というか、しようと思えばできるんですか。

障害者支援班長 全体ができるかについては、文字数とかの制限もございますので、その辺は業者との協議で確認することになろうかと思えます。

綾城委員 はい、わかりました。ちなみに、文字数制限って大体何文字ぐらいあるんですか。

障害者支援班長 約 800 字程度と聞いております。

上田分科会長 関連ございますか。

田村委員 すいません、ちょっと関連から外れたら申し訳ないんですが、予算書 125 ページの第 2 目「障害者支援施策費」の事業コード 020 の地域生活支援事業内の、ちょっと待ってくださいね、支援事業内の、次のページの「意思疎通支援事業」の関連についてお伺いさせていただければと。127 ページですね。025 が 1 番下になって、ごめんなさい、今言い間違えた。ちょっと今の音声コード関連とも重複するかもしれな

いといったところですが、令和 7 年度の予算審査の際で、こちらの意思疎通支援事業の関連は、周知の徹底がお願いされたと同っているところですが、この令和 7 年度内に、こちらの意思疎通支援事業関連はどのように周知のほうが行われたのかをまずお伺いいたします。(該当箇所について雑談あり)最初から、125 ページ、事業コード 025 地域生活支援事業内の意思疎通支援事業関連について、令和 7 年度の予算資料、予算審査の中でこちらのほうは周知の徹底をお願いされたと同っているんですが、どのように令和 7 年度をまずちょっと周知の徹底をされたのかを最初にお伺いいたします。

障害者支援班長 意思疎通支援事業補助金のことでよろしいでしょうか。

上田分科会長 はい。

障害者支援班長 意思疎通支援事業補助金につきましては、各事業所あてにチラシを作成しまして、市内の事業所向けに 1,000 部ほど印刷しまして、1,000 事業所さんに配布をさせていただき、周知をさせていただきました。

田村委員 周知の強化を図るところを伺っているんですが、令和 8 年度当初予算は令和 7 年度と比べてどのように変化したのかをお伺いします。

障害者支援班長 令和 8 年度につきましても、同様に、市内の事業所さんに周知のチラシを配布する予定にしております。

田村委員 では、先ほど、令和 7 年度内では 1,000 枚ほど枚数配布されたと同っていますが、まだ事業の周知が徹底できてない状態で、令和 8 年度は何枚ほど配布される予定なのか、お伺いいたします。

障害者支援班長 令和 8 年度も引き続き、約 1,000 部のチラシを配布する予定にしております。

田村委員 わかりました。周知の強化をするというところですが、ちょっと非常に、枚数が同じというところにはちょっと寂しいところを感じているところですが。先ほど綾城委員がおっしゃってた音声コード、こちらって意思疎通支援事業とは別ものですよ。どうだろう。違うんですよ。違いますよね。(違うか、どうかの雑談あり)

障害者支援班長 意思疎通支援事業につきましては、手話通訳の派遣をした事業者、イベント等で事業者が、民間の事業者がイベント等で手話通訳者を設置した場合に、その配置費の 2 分の 1 を補助する、3 万円の上限、1 件 3 万円の上限で補助するという事業になっていうところがございます。

田村委員 すいません、私の質問の仕方が大変に悪かったので、大変な混乱をお招きして申し訳ございませんでした。ちょっと綾城委員が発言されていた音声コード関連についてお伺いしたいんですが、まず基本的なことになるんですが、どのような手順を踏まえて利用できるのか、インターネット上のブラウザ等からできるのかをお伺いいたします。

障害者支援班長 概要版の計画の右下のページに、QR コードを入れまして、そこで

スマートフォン等で QR コード読み込んで音声で聞くような形になります。

田村委員 長門市の高齢化率 45 パーセントを踏まえると、なかなかスマートフォンを持ってない方も多くいらっしゃる、もしくは、まだ俗に言うガラケーを使われている方もいらっしゃると思うんですが、そういった方の対応、情報アクセシビリティの向上。この事業は素晴らしいものだとは理解しているのですが、対応できない方をどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

障害者支援班長 スマートフォンをお持ちでない方につきましては、どうしても QR コードは読みに行くことは難しいという形で考えております。

田村委員 新規の事業ですのでこれからだと思いますが、そういった方にも、何かしら今後対応していかれるような予定等はあるんでしょうか、お伺いいたします。

障害者支援班長 スマートフォン等の、電子媒体がない以上はちょっと難しいところではありますけれど、なるべく、ご家族等にご協力等いただきながら、そういった形で、計画の概要版等は、広めていきたいなというふうに考えております。

田村委員 私からまた最後にちょっと感想みたいになっちゃって申し訳ないんですが、江原市長がよくおっしゃってる、誰 1 人取りこぼさないというところに、この事業の是非を当てはめていただいて、さらなる拡大、拡充を図っていただければと思います。その点を踏まえて、今後もっと使いやすい方法が技術の向上で出てくるかもしれませんので、その時はぜひご検討ください。

林委員 この情報の格納は大体 800 字程度って今おっしゃったような気が。大体ね、漢字も含めて。それで、今のちょっと田村委員の発言にもちょっと重なる部分があると思うんですけど、今後、この法に基づいて、ほかの行政文書にも拡大していくという方向性を取られていくんでしょう。

障害者支援班長 ほかにものにつきましては、また研究を重ねて考えていきたいというふうに担当としては考えております。

田村委員 すいません、もう 1 問だけ。この音声コードなんですが、例えば音声コードを埋めてから発表と言ったらいいんでしょうか、アップロード、それまでどれぐらいの期間がかかるものんでしょうか、お伺いします。

障害者支援班長 これから業者と詰めていくような形になりますので、期間については、今から確認になります。

上田分科会長 ほかに関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、そのほかございましたら。

綾城委員 すいません。先ほど、市民活動推進課のときに、渋木の旧児童館を今地域福祉課さんが、所管をされてるというところで、解体等々については地域福祉課さんのほうで聞いてくださいというようなお話だったんです。これ、予算書で言うと、多分、121 ページの 700「社会福祉関連施設等維持管理費」、42 万 2,000 円。これなのかなっていうふうに思ってますが、もし違えばあと教えていただけたらと思うんですけど。

これ、今、市民活動推進課さんのほうで、この旧児童館を令和 8 年度、その公共施設の統廃合計画では令和 8 年度に廃止っていうふうにはなってる。それに基づいて、今の体育館のほうに、集落機能再生事業のまちづくり協議会の事務所を向こうに、体育館のほうに移動されると。そのためのエアコンの設置と女子トイレの洋式化っていうので、1,000 万円予算計上されてました。その時に、地元としては、体育館の中にそれなりの空間を整備してほしいということだったんだけど、担当課としては、いろんなところを総合的に判断して、その体育館の中に箱を作るのではなくて、トイレの洋式化と空調設備にとどまったというところで。今後もちよっと地元とはそういったことは話をしていきたいような話だったと思うんです。そういったことに踏まえて、あれですか。その辺りのこう情報共有はされてますか。

地域福祉課長 市民活動推進課のほうからお聞きしております。

綾城委員 解体だから、その事務所、今のまちづくり協議会の事務所がそちらの体育館のほうに移動になったら、こちらは廃止、解体されるんじゃないかというようなお話をされてましたけど、地域福祉課さんが今ここを管理されてますので、今後の廃止、解体に向けたスケジュールがあれば教えていただけたらと思います。

地域福祉課長 令和 8 年度中に廃止をして、まちづくり協議会が移転した後に、次のアクションプランの期間中に解体する方向で考えております。

綾城委員 つまり、次のアクションプランはもう出ますね。そしたら。（「そうですね、はい」と発言する者あり）出ますね。（「はい」と発言する者あり）このアクションプランが令和 8 年末だったのかな、もう新しいアクションプランが出ると思うんですけど、じゃあこの令和 9 年ぐらいにはもう解体をされるのかなっていうふうには思うんですが、さっきもちよっと委員会の審査の中であつたんですけど、地元としては、本当は箱をつくってほしかった。なぜならば、やっぱり旧児童館で今の住民の方々の、渋木の住民の方々のやっぱり寄り合いとかが等々あって、今新しい体育館はやっぱり下が土間だから、それなりの。今、体育館にお部屋はあるんだけどやっぱり狭いっていうところで、本当はちゃんとそれなりのお部屋をこしらえてほしかったんだけど、今回それは入ってないというところで、その地元とのやっぱり本当の合意、それは今もうすでに合意が取れてるって担当課は多分思ってるんでしょうけど、本当の意味で、よしもうこれでいくよと、この児童館が廃止されて解体されても、こっちで何とかできるからいいよと、地元の住民の人たちの寄り合いもできるからいいよっていうような、本当の意味での合意と納得が取れたら、やっぱり初めて廃止、解体っていうふうにしてほしいなと思うんですけど、そのあたりの何かご見解、課長か部長でもいいですけど、何かご見解があれば。

地域福祉課長 渋木の旧児童館につきましては、もう建築して 60 年が経過しております。使えるものなら使っていただきたいという気持ちはあるんですけど、安全性を考慮したときに、そこは担保できないなというふうに担当課としては考えております。

合意につきましては、私たちは直接その地元の方とお話をしたわけではないですけど、市民活動推進課のほうでその辺の合意は取り付けているというふうに理解をしております。

綾城委員 一応、何て言うかな、あとであれですか、これが廃止、解体になると、この今後としてはその廃止に向けたスケジュール、議会的にはその廃止条例とか何か出てくるんですか。

地域福祉課長 条例がありませんので、出てこないと思います。それと解体につきましては、優先順位があると思いますので、廃止した次の年にもう解体っていうふうになるかどうかというのは、ちょっと私たちのほうではわからない、優先順位的にはちょっと低いほうなのかなとは思っております。

上田分科会長 関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかの質疑がございましたらどうぞ。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、地域福祉課所管全般にわたりご質疑はございませんか。

綾城委員 副市長にお尋ねいたします。今の件です。児童館の件です。市民活動推進課さんも、きっと地域とちゃんと話をされてるんだろうなと思ってます。まあただ、何て言うかな、その地元の方が要望する、期待する、多分その半分ぐらいしかなかなか今叶えられてないっていう中で、その今の公共アクションプランで新しく出ますでしょうけど、そこでも多分予定どおり令和 8 年度で廃止されて、先ほど解体については優先順位が低いかもしれないから、すぐすぐ解体されないんじゃないかというような課長のお話だったと思うんですけど、やっぱりこの議会としても、やっぱり地元の方がやっぱりこう、確かに建物は古いからいずれ廃止しなきゃいけないかもしれないけども、体育館のほうに速やかに移動できて、さらにお年寄りの方々がやっぱり足腰の悪い方もいらっしゃるし、そういった方々が皆さんに納得して使われるようなやっぱり状況、環境がやっぱりしっかり整う、ご納得、ご理解がいただけるまでは、今の児童館を 1 年でも 2 年でも使っていただけたらいいなって個人的に思ってるんですけど、その辺りの副市長のお考えをお聞きしたいと思います。

副市長 市民活動推進課の事業にも絡みますので、1 点私から。まず、市民活動推進課の説明で 1,000 万円がいわゆる空調と女子トイレの一部改修というふうな説明をいたしましたけれども、ここでちょっと訂正をさせていただきます。間仕切りも含まれております。事務所をつくるということで、あの大きい 1 階の体育館、いわゆる軽運動室ですけども、この部分全体を事務室にするわけではございません。ちゃんと間仕切りをして、その中で空調をつくるということで、旧児童館の今の事務局とほぼ同等の床面積を確保した上で、この設置をするものですから 1,000 万円と、結構高い金額ではございますけれども、このような形でやっております。堅固な壁にしますと 2,600 万円という見積もりもありましたので、ここはちょっと間仕切りでこらえてくれということで、1,000 万円にしております。それと、この件については、当然、渋谷・真木地区の住民

の方々とは市民活動推進課が十分調整をし、移っていただきたいということで了解をいただき、今回の 1,000 万円で納得いただいたというふうに私は査定の中で聞いております。それともう 1 点、次期アクションプラン、今年度末にかけてつくっている最中ですが、ございますけれども、その策定にあたっては、私も委員長でございましたので確認をしました。次期アクションプランを作成するにあたっては、基本的に補助金適化法施行令に基づく RC 造の耐用年数 60 年、これをもって一応使わないという方向で庁内の意思統一を図ったところでございます。したがって、この旧児童館は、先ほど説明があったように築後 60 年経っておりますので、基本的には公共施設の削減対象という形で進めていく方向にしております。それと、先ほども説明がありましたように、そういう設定でカウントしますと結構な数が出てまいります。これに優先順位をつけて、財源も睨みながら解体をしていきたいというふうに考えております。その点は、ご了解いただきたいと思えます。

上田分科会長 今一度で、ほかに質疑はございせんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので質疑を終わります。以上で、地域福祉課所管の審査を終了します。ここで、説明員入替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:29 —

— 再開 13:30 —

上田分科会長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について審査を行います。執行部から補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 予算書では 118 ページからの「民生費」「社会福祉費」の所管の費目に、また、予算説明資料では 13 ページから 14 ページにお示ししております。

上田分科会長 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑ございせんか。

ひさなが副分科会長 予算書が 126 ページ、127 ページ。第 4 目の「老人福祉費」の 600「その他老人福祉事業」、計画策定業務委託料。説明資料では 14 ページだと思います、203 万 2,000 円ですけれども、令和 8 年度、この計画を策定するにあたって、担当課として留意するポイントをどのように整理されているのか、お伺いします。

高齢福祉課長 基本的には、今後国から示される方向性、また、現在実施しておりますアンケートの結果、現行の計画である第 9 次の実績等に留意し、計画策定にあたることとなります。特に、今計画におきましては、2024 年 1 月 1 日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、市町村は認知症施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。地域の実情に応じた市町村認知症施策推進計画を策定することが努力義務とされていますが、既存の計画と整合性を図り、一体的に策定することが可能でありますので、第 10 次の計画と一体的に策定する予定

としております。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。既存の計画との整合性を図って一体的に策定をすることが可能である、第10次計画とも一時的に策定する予定というところで、ハードな策定業務になるのかなと思うんですけども、大体スケジュール的にどれぐらいまでにこれがこう出来上がって、その好評といえますか、パブコメだったり、そういったスケジュール的なものをお伺いしてもよろしいですか。

高齢福祉課長 計画の策定期間につきましては、令和9年の3月になろうかと思えます。全体のちょっとスケジュール感につきまして、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、あれでしたらまた後ほどというか……。

ひさなが副分科会長 パブコメ等は。

高齢福祉課長 パブコメ等は、計画しております。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、そのほか質疑がございましたら。

田村委員 では、予算資料125ページ第4目「老人福祉費」、事業コード020「敬老事業」についてお伺いいたします。予算の計上が1,038万3,000円ほど計上されていますが、今年度、この予算で何自治、何人の方を対象として、敬老事業の贈り物、ちょっと名前が出てこない——をされる予定なのか、お伺いいたします。

高齢福祉課長補佐 令和8年度の予定ということでお答えをしたいと思います。例年並みの見込み、開催を見込んでおります。交付金関係につきましては約150件で、会の開催につきましては40件程度で、記念品配布につきましては110件程度というふうになってます。

田村委員 こちらの事業、決算の時にも色々と意見、議論が活発に交わされたところで、私のところはもらってないよという、なかなか公平性を欠くところがあったというふうに記憶しておりますが、今年度、そこらへんの公平性の担保、そこをどういったふうにお考えしてこの予算を計上されたのか、お伺いいたします。

高齢福祉課長 確かに田村委員のおっしゃるとおり、決算の時でもそのようなお話があったかと思えます。やはりこれ、今自治会のほうにお願いをして開催しているという立場でございますので、こちらとしましては、できるだけ開催しやすい環境づくりということでこれまで取り組んできております。コロナ以降、物品の配布についても敬老会としてできるようにということで、制度の拡大を図ったところでありますが、どうしてもやはり開催が難しいというような、自治会があることも事実でございます。そのような自治会にもつきましても、年度当初の自治会長集会の時にこの事業について説明を行っておりますし、個別に相談がありましたら相談に対応しているところでありますので、できるだけ開催をしていただくようにもうお願いをしているところを今取り組んでいるところです。新たにじゃあ何かするのかと言われますと特になんですけども、この事業につきましては、ほんとに自治会の協力なしにはできない事業ですの

で、丁寧に対応していきたいと考えております。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑ございましたら。

尾崎委員 予算書は 124、125 ページ、第 4 目「老人福祉費」、事業コード 010「高齢者地域福祉推進事業」についてお伺いします。その中の老人クラブ助成事業費補助金が減額になってる理由を教えてください。

高齢福祉課長補佐 来年度なんですけれども、単位クラブの減少が見込まれておりますので、そのために減額しています。

尾崎委員 はい、わかりました。一方で、老人クラブ連合会活動促進事業費補助金が上がってございます。その理由も合わせてお願いします。

高齢福祉課長補佐 この事業につきましては、事務局費の人件費、あるいは事業費の中のバスの賃借料の増加を見込んでおりますので、増加ということで計上しております。

上田分科会長 関連ございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑ございましたらお願いします。

綾城委員 それでは、予算説明資料の 13 ページです。多機関協働包括的支援事業の予算で 3,184 万 9,000 円についてお尋ねします。あれですか、これ福祉エリア支援員をすべての地区に配置するってということなんですけれども、この令和 8 年度もこのすべての地区社協に配置できるかということをお伺いいたします。

地域包括ケア推進室主査 今年度は全 7 地区に配置しておりますが、今年度末で 2 名の退職があるため、現在募集をしておるところです。

綾城委員 ほんと、この事業はこの福祉エリア支援員さんがこまめに巡回訪問されて、とても大切な事業だと思うんですけど、この 2 名の方のあとの方っていうの見つかりそうですか。

高齢福祉課長 当初の募集においては、まだ応募はない状況であります。引き続き募集をしていきたいと考えております。

綾城委員 わかりました。じゃ、ちょっと。課長にお尋ねします。これ、いつも決算の時とかに話が出るんですけど、この福祉エリア支援員さんっていうのは会計年度任用職員さんだけでも、配置としては地区社協に配置されてる。その時の、携帯電話とか、契約が、やっぱり地区社協の会長さんが契約をされていて、そこでなかなか、手続きについて負担があるっていうところで、色々意見が出てます。この令和 8 年度っていうのは、その辺は解決されてますか、お尋ねします。

高齢福祉課長 去年の地区社協が一堂に会した会議が、4 月か 5 月にちょっとあったんですけども、その際にも一部地区社協さんのほうからそのようなお話がありました。契約をすると、解約しなければならなくなった時に困るというお話をちょっと伺っております。主に車と携帯電話になるかと思えます。公用車のリース契約に、一括で市が

やった場合はなると思うんですけども、市が契約した場合は通常 5 年間の長期契約というふうな形になろうかと思いますが、必要となります福祉エリア支援員が配置をされている期間のみというふうになります。現在、先ほど言いましたように、今 2 名の退職があるということで、欠員になるような地域が出てきますけども、福祉エリア支援員が必ず常に配置ができるのであれば、委員ご指摘のとおり、市のほうで一括契約という対応が可能だと考えられますけども、実際には配置ができない場合があります。そのような場合はその時点でちょっと精算が困難でありますので、そのような場合には各地区社協のほうで契約をしたほうが、それぞれで精算できることから、受託団体においての単年契約での対応、お願いしているところです。これ携帯電話でも同じであります。現状では一応このように整理をしておりますけども、委託先である地区社協さんとのご意向等も引き続きお聞きしながら、より良い方法を検討していきたいと考えております。

綾城委員 わかりました。地区社協も結局法人じゃないから、会長さん個人の名義で借りてるっていうような状況がやっぱりあって、そこはやっぱり改善しなきゃいけないかなと思うんです。令和 8 年度中に、やっぱ今後の方向性は決めて、ある程度地区社協の皆さん方に、何年後にはこうするからこういう体制を取ってくださいとか、そういったことが必要なんじゃない——要は市が一括で借りるっていうことが、色々事情があるにせよ。っていうところが、令和 8 年度中に、なんかそういったところをもう決めるといふか、必要もあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りいかがですか。

高齢福祉課長 先ほどちょっと申し上げましたけども、去年の地区社協の会議の時にこの件についてお聞きしたところ、ちょっと一部の地区社協だったというところもあります。ほかの問題がないって言った地区社協のやり方をもうちょっと深掘りをして、どれがいいのかっていうのを改めてもう 1 回確認をしていきたいと考えております。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければほかに質疑がございましたらお願いします。

田村委員 では、改めまして、予算書 127 ページ、第 4 目「老人福祉費」、事業コード 060「フレイル予防一体的事業」についてお伺いいたします。今年度の予算は 52 万円となっておりますが、令和 7 年度の予算では 29 万 7,000 円でした。約 22 万 3,000 円の増額で、75.1%ほどの増額を見込んでおりますが、この予算の増額に見合う事業の拡大をどのように行われるのかをお伺いいたします。

地域包括ケア推進室長補佐 令和 8 年度の予算の増額部分ですけれども、国保データベースシステム用の端末ソフトウェアの更新費用と、あと、普及啓発といたしまして、健康ガイドのほうにフレイル予防の内容を載せておりますので、その印刷製本費が主な増額内容となっております。

田村委員 ありがとうございます。よくわかりました。では、ちょっと確認までにお伺いするんですが、このフレイル予防一体的事業は、介護予防事業、事業コードで言えば

065 なのですが、これとの住み分けはどのようになっているのか、ちょっとそこだけお教え願えますか。

地域包括ケア推進室長補佐 一般介護予防事業ですけれども、地域の集いの場における出前講座であったり水中ウォーキング教室であったりしますので、フレイル予防でそういった通いの場であったり、そういった事業に必要な方をおつなぎするという形にはなりますけれども、全く同じというわけではございません。

上田分科会長 関連ございますか。

綾城委員 それでは、ちょっと課長にお尋ねします。昨年の要望的意見書で、ヒアリングフレイル、これ林哲也議員が一般質問で質問しておりますけれども、このヒアリングフレイル予防の要望的意見書として、軟骨伝導等補聴器かな、補助を要望で出させていただいたんですが、回答は、令和 8 年度はヒアリングフレイル周知により一層取り組むってような回答でございましたけども、この令和 8 年の取組についてお伺いしたいと思います。

高齢福祉課長 今、委員ご指摘の通り、一般質問が林議員からありました。過去にもあったかと思えます。難聴と認知症との関係につきましては、この間、研究成果の方が、長寿医療研究センターでしたか、ちょっと名称が不明ですけど、そちらのほうからも研究成果のほうで指摘されております。難聴と認知症の関連があるというような研究結果が出ておまして、この補助の仕組みにつきましては情報収集を行うなど検討は継続をしております。導入するかしないかの判断につきましては、もちろん市長が政策として判断されることとなりますので、私のほうからちょっとお答えはできませんけども、担当課といたしましては、令和 2 年度に同じように検討しております。その時と同様に、当時なかったんですけども、軟骨のイヤホンが当時ありませんでしたので、それも含めた形で、補聴器購入補助につきましては医師会の先生方とも意見を交換しながら検討を進めていきたいというふう考えております。

綾城委員 ありがとうございます。軟骨伝導もあれですけど、やっぱ補聴器なんかはどうしても高額なので、そちらになんか補助があるといいなっていうのは、これまで議会の意見だったと思えます。その辺は前向きに検討していただきたいと思えます。ごめんなさい、今質問したのがヒアリングフレイルの周知をより一層取り組むと、令和 8 年度。この令和 8 年度の取組について伺って、この質問終わります。

高齢福祉課長 ヒアリングフレイルにつきましては、以前も一般質問ではお答えしてると思うんですけど、もちろん広報、それからホームページ等、それからあとほっちゃテレビの字幕等で今やるところです。字幕の方はもう確か出てるはずだと思います。告知放送につきましては、まさに今朝の告知放送でやっております。今朝たまたまちょっと私聞いたんですけど、朝やっております。ヒアリングフレイルという言葉が、なかなか広がりにくい言葉かなというふうに今考えておりますので、なるべく皆さんの目や耳に触れやすいところで周知ができればというふうに考えております。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、そのほかの質疑ございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、高齢福祉課全般にわたり、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で高齢福祉課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:48 —

— 再開 13:49 —

上田分科会長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について審査を行います。執行の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 予算書では 128 ページからの「民生費」、「社会福祉費」の所管の費目と、130 ページからの「児童福祉費」、218 ページからの「教育費」、「幼稚園費」及び「社会教育費」の所管の費目に、また予算説明資料では 14 から 15 ページにお示ししております。主な予算の内容につきましては、市長が施政方針で申し上げましたとおり、切れ目のない一貫した子育て支援に向けた取組をより具現化するための所要の予算を計上しております。新規事業としましては、児童虐待防止の一環としての親子関係形成の支援、私立保育所、認定こども園に対する基準を超えた保育士配置の補助、私立認定こども園の老朽化による改修の補助、こども誰でも通園制度を実施する私立認定こども園の運営費及び利用料の補助に関する経費を計上しております。

上田分科会長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

尾崎委員 予算書 132、133 ページ、ファミリーサポートセンター事業についてお伺いします。前年度と比較したら減額されております。その理由をお願いします。

保育班長 主な減額理由でございますが、長門市社会福祉協議会に業務委託している提供会員と依頼会員とのマッチングを行うコーディネーター職員の人件費が減少したことにより減額となったものでございます。

上田分科会長 関連はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

ひさなが副分科会長 それでは、予算書 134 ページ、135 ページの第 1 目「児童福祉総務費」の事業コード 230「児童虐待予防・対策総合事業」、396 万 7,000 円についてお伺いします。この中に、産後ケアの増額であったり、親子関係形成支援事業委託料の新規であったりが入っていますけど、まずこの全体の事業として増額になっている、また新規事業などが入ってきているという、この分野に力が入っているようには感じてはいるんですけど、その基本的な考え方についてお伺いします。

子育て支援課主幹 児童虐待対応件数の増加等を背景に、令和 4 年の児童福祉法

の一部改正によりこども家庭センターの設置が市町村の努力義務化されたところであり、本市では令和 6 年度に準備室を設置し、令和 7 年度から本格稼働となりました。児童虐待防止やヤングケアラーへの支援については、支援段階を未然防止、早期発見、早期支援、継続支援の 4 段階に分類し、こども家庭センター設置時から年次的に事業を進めております。その計画に基づき、令和 7 年度では産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業の拡充を図ったところであり、令和 8 年度は新規事業として親子関係形成事業に取り組みますが、これらの事業を含む様々な取組により、児童虐待への対応件数の減少及び児童虐待の未然防止を図っていきたいと考えているところです。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。では、細かいところをちょっと伺いたいと思います。まず、産後ケア事業委託料 171 万 2,000 円ですけれども、これは令和 7 年度の当初予算と比較して増額となっておりますけれども、その理由について伺います。

子育て支援課主幹 前年度で予算措置をしていた産後ケア事業では、ショートステイ型とアウトリーチ型に取り組みましたけれども、令和 8 年度では新たにデイサービス型を加えたため 82 万円の増額となりました。また、ショートステイ型について令和 7 年度の実績に応じて 25 万 9,000 円を増額いたしております。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。それでは次に、親子関係形成支援事業についてちょっと細かく伺いたいと思います。まず、この親子関係形成支援事業はどんな方を対象とされているのか、伺います。

子育て支援課主幹 18 歳未満の子どもがいる子育て家庭で、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている保護者や愛着形成等に課題があると思われる児童を養育する保護者を含む全ての子育て家庭としております。

ひさなが副分科会長 はい、すみません。先にこちを聞けばよかったですね。事業実施に至った背景、すみません、伺います。

子育て支援課主幹 背景につきましては、本市におきましても児童虐待の相談件数及び対応件数が増加しております。実際に相談対応する中で、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が多いことや、関わり方が分からずに児童虐待につながっている事例があることから、事業実施に至っております。

ひさなが副分科会長 はい、失礼しました。では、今の背景のもと、先ほどの方々が対象になれるというところで進めさせていただきたいと思います。では、初めての事業でなかなか想像がちょっとつきにくいんですけど、どんなことを誰がその対象者の方にされるのか、ちょっと伺います。

子育て支援課主幹 本市が認める養成研修を受講した事業者に委託して実施することとしております。内容としましては、子育て家庭、先ほど言った対象者の子育て家庭を対象としまして、講義やグループワーク、個別のロールプレイ等を通じて親子の関

係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を促し、良好な親子関係の構築を図るものとしています。また、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報の交換ができる場を設けることとしております。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。養成講座を受講した事業所さんっていうことですが、これは何て言うんですか、そういった福祉関連の事業所でないといけないとか、そういったのがあったりするんですか。それとも、極端に言えば、全然違う業種の事業所でも、これを受けて適正であると認められれば可能であるということですか。

子育て支援課主幹 市が認める養成講座の受講を先にさせていただくことを必須としておりますので、福祉関係の事業所の方のほうが受けやすいと思いますが、その養成講座を受けられて適切と認められれば事業委託できるものとしております。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。あと、最初、事業実施に至った背景についてご説明いただいたと思うんですけど、その中で本市においても児童虐待の相談件数や対応件数が増加をしているというところがあったと思います。悩みを抱えた保護者の方が多いってということから、事業の実施に至っているということだったんですけど、その相談ってというのは、実際にはどなたがされてくるのか。ご本人、保護者の方ご本人がされてることが多いのか、それとも親族であったり近隣の方が多いのか、その点についてはどういう状況ですか。

子育て支援課主幹 相談につきましては、そのご家庭の本人であったり、あとは関係機関の学校等、保育園とか関係機関の方からの相談もございます。また、親族の方からの相談もありますけれども、多いのは関係機関からの相談が多いかなと思っております。

ひさなが副分科会長 では、この件については最後にしたいと思いますが、今おっしゃったように、なかなかご本人というよりは周りの方がされることが多いのかなといったところで、こういった事業をするにあたって、この場に来ることがやっぱりまず一番ハードルが高いんじゃないのかなというところを感じているんですけど、今からされていく事業なのでどうなるかわかりませんが、そういった点、どう対応していくかというか、考え方がありましたら見解をお伺いしたいと思います。

子育て支援課主幹 今年度、養成講座を受けられた受託予定者については、普段からグループでの支援を行っている実績があるほか、対象となる家庭との関わりも多くあります。そのため、グループでの実施については可能というふうに考えております。ただし、先ほど委員のご懸念のとおり、対象者によってはグループだと参加しづらいといった思いや、個別支援のほうが効果的と判断した場合などを考慮しまして、受講しやすい事業となるように個別支援も可能としております。

上田分科会長 関連はございますか。

綾城委員 この今の講座は、令和7年にされた講座を受講された業者さんに委託で、多分「機中八策」のことですよね。怒らないとか、何かそういった等々のこともね、ちょっと私なんか参加しました。その後に、業者の方の専門的なさらに深掘りがあったと思うんです。そちらは、ちょっと私はわからないんであれですけど、あれですか、ちょっとイメージがよくわからないのが、その委託業者っていうのはいろんな方が講座を受けられてたと思うんですけど、1つの団体ですか、それとも複数の団体がされるのか、何かそのあたり教えてもらっていいですか。

子育て支援課主幹 養成講座につきましては、市民公開講座として全体での講座が1日と、あと養成講座として土日の丸2日間の養成講座を行いました。その養成講座にはたくさんの方が参加していただきましたが、民間の事業所の方は1事業所だったので、委託をする事業所としてはその1事業所を考えております。

綾城委員 はい、わかりました。1事業所さんが委託をされて、そちらがされるということですけど、これはあれですか、年何回実施されるのかということをお伺いいたします。

子育て支援課主幹 参加人数にもよりますけれども、1回3人以上のグループでの実施を基本としておりますが、先ほど申しましたとおり、個別支援も可能としておりますので、実施回数としてはその参加人数によるっていうところなんですけれども、15人の、1クール4回の約60人分というところで予算を計上しております。

綾城委員 これ、非常にやりがいもあるけど難しい事業でもあるって思うんですけど、この委託先の事業者さんには、市としてこう、どのようなこう、成果を求めていかれる予定なのかお尋ねします。

子育て支援課主幹 この親子関係形成支援事業に参加することでの親御さんに対する効果として、参加者間の相互学習と気づきの促進だったり、社会的孤立感の解消と安心感の醸成を見込んでおります。また、その事業を受けられて良好な親子関係が形成されることでの効果といたしましては、子どもの情緒の安定や自己肯定感や基本的な信頼感を育む基盤ができること、子どもの社会性コミュニケーション能力の発達を促すことができるということを見込んでおります。

上田分科会長 関連はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

ひさなが副分科会長 予算書134ページ、135ページの第1目の「児童福祉総務費」の中のコードが240「保育体制強化事業」、1,530万円についてお伺いします。まず、この事業を実施する背景についてお伺いします。

保育班長 事業の背景でございしますが、本事業の財源となっている県補助金であるこどもまんなかの保育体制強化事業費補助金は、保育士の独自加配及び保育補助者等の配置を支援することにより、保育士が子ども主体の保育業務に注力し、保育の質の向上を図るとともに、子育て世帯が安心して子どもを預けられる体制整備を図る

ことを目的として、令和 6 年度に創設されました。この補助事業の実施の希望について事業所に尋ねたところ、実施したいとの意向があったため、予算計上したものでございます。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。もう実施の希望についてお尋ねというところですので、この金額が積み上げられたものかなと思いますけれども、その対象となる施設であったり、この金額の考え方について、細かいところをお伺いします。

保育班長 対象となる施設につきましては、私立の保育所及び認定子ども園が対象となります。金額の根拠でございますが、利用定員に応じて補助の金額が決まっております。利用定員 31 人以上 70 人以下の 1 施設に対して 330 万円、これは年額でございます。利用定員 111 人以上 150 人以下の 2 施設に対して 1 施設当たり 600 万円の補助という形で算定しております。

ひさなが副分科会長 わかりました。では、最後、これ 1 点お伺いします。先ほど、背景の中に、保育士の独自加配及び保育補助者等の配置を支援することによりというところがあったんですけども、この補助の対象と言いますか、これは人件費に限ったものなのか、それとも、例えばそのスタッフを確保するための求人媒体か何かを使ったりするもの、幅広くこう利用ができるものなのかどうか、その点についてお伺いします。

保育班長 補助要件としまして、加配する保育士等の人件費等に充当することが要件となっておりますので、人件費のみが補助の対象となります。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

尾崎委員 予算書 132、133 ページ。第 1 目「児童福祉総務費事業」、事業コード 155「子どもにやさしい環境づくり事業」についてお伺いします。ごめんなさい、予算書 132、133。事業コード 155「子どもにやさしい環境づくり事業」についてお伺いします。前年と比べて 17 万円ほど増額しておりますが、この理由をお伺いします。

こども家庭支援班長 増額となった主な要因ですが、参加生徒の増加に対応するため指導員出務も増加すると見込み、報償費で 17 万円、また、体験活動としてイベント等参加費負担金を計上し、負担金補助及び交付金で 2 万 5,000 円増額となっております。

尾崎委員 今答弁でも言われましたけど、イベントと参加費負担金が 2 万 5,000 円、これ具体的にどのようなイベントなのか、もしわかればお伺いします。

こども家庭支援班長 当事業は多様かつ複合的な困難を抱える子どもが、自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけることを目的としていることから、学習の場を提供する従来の学習支援に加え、子どもたちがコミュニケーション能力や自己有用感を高めるとともに、職業観や勤労観、郷土への愛着を育むことにつながるような体験活動への参加を見込み、イベントと参加費負担金を計上しております。具

体的な事業内容としては、まだこういったことっていうふうは今時点ではちょっとご紹介できるものがございませんが、今申しましたようなことを目的に参加できる事業を検討していきたいと思っております。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑ございましたら。

ひさなが副分科会長 予算書 138 ページ、139 ページの第 4 目「保育園費」の 900 「保育園費」、調査委託料 193 万 6,000 円計上されておりますけど、この内容、あと、調査委託ということで委託先あればお伺いします。

保育班長 通保育園につきましては、令和 8 年度の利用希望の募集を行いました、申し込みがなかったことから、令和 7 年度末をもって、通小学校が閉校することに合わせて閉園することとしております。通保育園の園舎については、昭和 40 年に建築された木造平屋の園舎で、建物及び設備の痛みが著しいことから、園舎を解体する方針としたところでございます。調査委託料の 193 万 6,000 円につきましては、解体工事実施前のアスベスト含有分析調査業務委託料について検証するものでございます。業者については決まっております。

ひさなが副分科会長 通保育園の解体する方針に基づいたものというところで理解をしました。昭和 40 年に建築されたことで、もう 60 年、61 年ぐらい経つのかなと思いますけども、閉園が、令和 7 年度末をもってと合わせて閉園をすることとありますけれども、この閉園をしてから調査をしては壊していこうとするスケジュールがかなり早いように感じるんですけど、そこまで急がなければならない特別な理由は何かあるんですか。

保育班長 特に急がないといけないという大きな理由はありませんが、先ほど申し上げたとおり、建物の傷みが激しいというところがありまして、近隣の住民等に例えば瓦の飛散だとか、そういったことで迷惑がかけられないということもありまして、可能な限り事業が閉園ということになりましたら早めに解体するというところで考えておるところでございます。

綾城委員 入園者がいないっていうところで廃園になると、これは我々理解するところですけども、やっぱり議会報告会等々すると、やっぱりその保育園がなくなっていく地域っていうのは、やっぱりなくさないでほしいとか残してほしいっていう意見がよく出るんです。大事なのは、やっぱり学校もそれに伴ってっていうことですけども、すごく大事なのはやっぱり地元へのやっぱり説明、理解っていうことだと思うんですけど、そのあたりはもうされてるんですか。

保育班長 閉園の決定にあたっては、令和 8 年 1 月 28 日に開催された通地区自治会長集会において、これまでの休園の経緯だとか閉園に向かっての方針について地元の自治会長に説明をさせていただいたところでございます。集会では反対の意見等特段ありませんでしたので、閉園へのご理解をいただいたものと思っております。

でございます。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

ひさなが副分科会長 では、最後になります。ページ戻って、134 ページ、136 ページの第 1 目の「児童福祉総務費」の事業コードが 250「乳児等通園支援事業利用料助成事業」ということで、説明資料によると、こども誰でも通園制度について関わった事業の予算だと思います。こども誰でも通園制度、条例とかを審査をした際には、保護者の負担というのは基本的にはあるもんだなというところで理解をしていたんですけど、この度、この保護者の負担分を市が負担する、実質無料でこの制度を利用することができるとなった考え方と言いますか、なぜそういった決断をされたのか、お伺いします。

保育班長 乳児等通園支援事業については、これまで保育サービスの対象とならなかった 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園の児童を対象とした新しい保育サービスでございます。保護者の就労などの保育要件に関係なく、家庭だけでは得られない育成の機会をすべての子どもに提供することを目的に制度化されたものでございます。本市においては、令和 7 年度から、出生順に関わらず全ての子どもの保育料を無償化してまいりました。このことから、市として就園、未就園に関わらず等しく育成機会が提供できるよう、乳児等通園支援事業の利用料についても無償化に取り組むものでございます。

綾城委員 ちょっと課長にお尋ねいたします。前のその条例の時の議論では、一時預かりを今有料にしてるといふところのバランスってところを検討するみたいな感じだったんですけど、あれですか、令和 8 年一時預かりのほうは有料のままですか。もしそうであれば、こっちは有料でこっちは無料ってされた、理由っていうかね。そのあたりを伺いたいと思います。

子育て支援課長 先ほどご案内のとおり、12 月の条例審査の際には、利用料についてはまだ未決定というところでお話をさせていただいたところでした。その後、子ども誰でも通園制度につきまして、今無償化するというので、いわゆるこれまでありました一時預かり事業については、そのままということは何ぞかというお尋ねでございますけれども、先ほどちょっと班長も申し上げましたが、これ制度といたしましてこれまでの保育園と同じ給付制度になります、就園、未就園に関わらず、そういったところから無償化とさせていただいたところで、これは実際預けるその理由というのが変わってまいります。以前にもちょっとご説明したかもしれませんが、こども誰でも通園制度は、子どものために定期的に例えば同じ子どもさんと接したいと、それとか家族以外の大人と接する機会が欲しいというような保護者のご希望に添えるような事業となっております、ここには保育要件はございません。一方、一時預かり事業につきましては、あくまで家の用事で一時的に預かっていただけないかという要件があるというところ。

それと、こども誰でも通園制度は、先ほど申しました全国共通の給付制度としてあるものでございますので、こちらにつきましては、先ほど申しました、今行っている保育園の給付制度と同じと見なしまして、保育料無償化に合わせてこちらの利用料も無償化したところですよ。一時預かりをはじめ、それ以外の、例えば延長保育料でありましたり、そういったものにつきましては、基本的には自治体の裁量で行う行わないというところがありまして、そういったところで整理をいたしまして、この度、こども誰でも通園制度を無償化させていただいたというところでございます。

綾城委員 わかりました。じゃあ、これ事業はこの度、私立認定こども園が1施設やられると。あれですか、これ結局市内に、この私立認定こども園、どちらかということと、市内にどの保育園、幼稚園がされるのかということとを教えてくださいいいですか。

保育班長 予定しておりますのは、深川幼稚園から認可申請を受領しておりますので、予定として深川幼稚園を1園予定しております。そのほかとしまして、公立保育所におきまして実施を予定しております。そちらは、三隅保育園と日置保育園、両方合わせて3か所を予定しておりますところでございます。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

綾城委員 私からは最後の質問ですけど、先ほどから、子どもの虐待ってところで、やっぱり年々増加傾向だっているようなお話を聞きました。その、このやっぱり支援の核となるのがやっぱりこども家庭センターであろうというふうに思います。令和7年度から本格的に設置になって、今年からいろんな具体的な政策をどんどん進めていられるんだと思うんですけど。この令和8年度のセンター業務の内容について、改めてお尋ねします。

子育て支援課主幹 こども家庭センターの業務の内容につきましては、年度で変化するものではないため今年度同様にはなるんですが、子育てに関する総合相談窓口として妊娠期から子育て期まで切れ目のない一貫した支援を行うため、母子保険と児童福祉の両機能が連携し、一体的に相談支援を行います。また、家庭や養育環境への支援の強化や児童虐待の予防、児童虐待への早期対応、ヤングケアラーの支援を推進していきます。

綾城委員 先ほどひさなが委員からも質問があつて、少し答弁触れられてましたけど、やっぱりこう情報で対応というと、この情報のところですよ。このほかの子育て支援団体とか要対協とかあると思うんですけど、そこで虐待等の情報共有の方法について、具体的にどういう連携を捉えているかというのをお尋ねいたします。

子育て支援課主幹 要保護児童や児童虐待を受けたと思われる児童を発見した時には、市もしくは児童相談所へ通告しなければならないというふうにされております。要支援児童、特定妊婦を発見した場合は市へ提供するように努めなければならないとされておりますが、行政機関から情報提供は個人情報保護法によりまして、あら

かじめ本人の同意を得ず、第三者に提供してはならないというふうにされておるところです。しかしながら、先ほど言われたように、児童虐待などの対応につきましては、関係機関の連携した対応が重要になってきます。そこで、同意を得ることなく情報共有を行う必要がありますので、その同意を得ることなく情報共有が可能となるためには、要保護児童対策地域協議会に登録をして、ケースごとに関係機関を構成員として定め、情報共有、連携を図っているところでございます。

綾城委員 非常に大変な仕事で、本当に児童相談所の1つ前の大きな業務を担っているという、国の大きな方針だと思いますけど、やっぱり児童虐待が増えている。それはやっぱりそれだけ職員さんが対応していかなきゃいけないというところだと思いますけど、それについてはやっぱり夜の面談とか、会議の資料とかそういったところで大変重労働というか、大変な責任多い仕事で、業務量も大変多い仕事だと思いますけれども、課長にお尋ねしますけど、やっぱりこういった職員さんがこういった大変な仕事にやっぱり取り組んでいくっていうところは、やっぱり課長としてもこのセンターの体制の管理っていうのは、センター長も含めてとても重要な役割を担うと思いますけど、この職員さんの勤務状況とか、勤務管理について伺って、私からはこの質問を終わりたいと思います。

子育て支援課長 委員ご案内のとおり、全国的にも虐待等が増えてきて、児童相談所では、なかなか対応がしきれないというところからこども家庭センターの設置というのが出てきたところでございます。相談件数、確かに、先ほど申しましたが、市の中でもやっぱり増えてきております。面談や会議、それからケース記録であったり会議の資料、報告書等の事務作業などもありまして、やっぱり負担が少ないということはないです。やっぱり多いと思います。特に、面談であったり会議であったりというのは、先ほどおっしゃられたとおり、やはり相手があることでございまして、時間が相手の時間に合わせるということもありますから、時には勤務時間外に業務が及ぶこともございます。ただ、業務が多いんですが、これは常に課の中でも言っておりますけれども、常に業務の見直し、仕事の仕方の見直しと言いますか、そういったところにも取り組んでおりますし、あと、職員自体がスキルアップをすることで時間短縮を図っていくというところにも努めておりますし、あと、昨年、それまで手書きで管理しておりました台帳をICT化するような取り組みを今行って、業務の効率化をまず図っていくという取り組みを今進めているところでございます。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

尾崎委員 予算書132、135ページ第1目「児童福祉総務費」事業コード200「つながりの場づくり支援事業」について、前年と比べて60万円ほど増額になってます。その理由をお願いします。

こども家庭支援班長 増額となっている要因ですが、今年度に引き続き実施される

団体が、子ども食堂で 3 か所、フードパントリーで 2 か所、学習支援等を行う子どもの居場所作り活動を行う団体が 1 か所あります。令和 8 年度には新たに子ども食堂で 2 か所の増加を見込んでおりました、その分が増額となっております。

上田委員 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、子育て支援課所管全般にわたりご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で子育て支援課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 40 分とします。よろしくお願ひします。

— 休憩 14:26 —

— 再開 14:36 —

上田分科会長 ちょっと時間前なんですけど……。それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、健康増進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

健康福祉部長 予算書では 142 ページからの「衛生費」「保健衛生費」に、また、予算説明資料では 15 ページから 16 ページにお示しております。主要な予算の内容につきましては、市長が施政方針で申し上げた誰もが「健幸」で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、第 2 次健幸ながと 21 推進計画に基づきまして、健康づくり、食育の推進、心の健康づくりを総合的に進めるための経費を計上しております。既存の事業の拡充としては、応急診療所の医師の出務報酬の増額に関する予算を計上しております。

上田分科会長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

田村委員 予算資料 150 から 151 ページ。説明資料 16 ページ、第 8 目「地域医療推進費」、先ほどもご説明されていた事業コード 010「診療所運営事業」、拡大する「診療所運営事業」についてお伺ひいたします。まず、出務手当等について拡大されるということですが、具体的に令和 7 年度から令和 8 年度にどの程度 1 日あたり変動があるのか、お伺ひいたします。

地域医療推進室主査 応急診療所にご出務いただいております医師、薬剤師の出務報償費の増額でございます。主には平日夜間の報償費の増額でございますが、平日夜間 4 万 500 円だったのが、医師については 4 万 5,000 円、薬剤師については 1 万 2,000 円が 1 万 3,500 円と、約 1 割近く増額対応しております。合わせまして、感染時、流行期の対応加算として、及び臨時 2 診体制出務加算として、それぞれ 32 万円、115 万 2,000 円増額し、対応しているところでございます。

田村委員 応急診療所は、言うまでもなく、市民の皆さんの安全と健康と命を守るた

めに必要な施設だと理解しており、此度の事業の拡大を理解しているところです。先ほど手当のほうが大體 1 割弱補強されるということでしたが、こちらのほうで人員確保体制は市としては十分だ、ドクターに来ていただける、そういった解釈をしていると理解してよろしいでしょうか。

健康増進課主幹 十分かどうかというところのご質問だと思いますが、現状で維持ができるという状況に、今の予算の中で、今後、医師会等と協議を重ねながら、現状の維持で理解していただけるように予算を組んでいるというところがございます。

田村委員 では、この増額した予算で、ドクターをはじめいろんな方に来てもらうのに必要な予算を確保できている、そう解釈してよろしいでしょうか。改めてお伺いします。

健康増進課主幹 理解していただいて結構だと思っております。

上田分科会長 関連ありましたら。

ひさなが副分科会長 今回の田村委員の質疑の関連です。正しい金額っていうのはもう本当にわからないところだと思うんですけど、今回の増額分っていうのは、どういう考え方で、例えば平日夜間の医師だったら 4,500 円上がってますね、薬剤師さんでこう 1,500 円。どういった考え方でこの金額を決められたのか、その点についてお伺いします。

地域医療連携室主査 具体的な金額の増加率は約 10 パーセント程度増加したところでございますが、応急診療所出務医師及び薬剤師につきましては、平日夜間の診療は、長年にわたり大学からの医師派遣や有志の薬剤師の方に支えられ、体制を維持したところがありますが、報償費につきましては、開設以来 10 年以上据え置かれたままでございました。昨今の医師の働き方改革や医療従事者の高齢化などによる医療現場の負担増、合わせて急激な物価高や人件費の高騰対策など、医療提供体制を取り巻く環境変化が顕著となっています中、大学においても、県内の医師不足や勤務環境の改善の要請により派遣可能な医師数が限られ、各地域から要請が集中することで、派遣医師の確保が一段と困難な状況となっております。そうした中で、現行水準では適切な処遇の確保や派遣継続の維持が難しい状況といったところがございます。報償費を増額いたしまして人材確保を努めることで、出務いただく先生方のご負担軽減と安定した初期救急医療体制の維持強化につなげていくこととしております。

ひさなが副分科会長 はい、わかりました。では、医師等っていうのは医師と薬剤師ということで、看護師さんはそのまんまということですか。

地域医療連携室主査 はい、お見込みの通りでございます。

ひさなが副分科会長 もちろんお医者さんがいなくちゃいけないし、薬剤師さんいなくちゃいけないと思うんですけど、やっぱり看護師さんもちろんといていただかないと、成り立たないというか、そういう事業だと僕は思ってます。こうやって上げられていくのであれば、その等の中にやっぱり看護師さんっていうのもちゃんと入るべきじゃない

のかなと思うんですけど、その点についてはいかがですか。

地域医療連携室主査 看護師及び事務員につきましては、会計年度任用職員として雇っております。つきまして、この度、人勧により、昨年度に比べてベースアップはしているものでございます。

ひさなが副分科会長 会計年度任用職員、なかなかこう、それを特別に扱うのは難しいんだらうなっていうのはちょっとよくわかっているんですけど、そうであっても、あれでしたっけ、なんて言うんですっけ、位というか、ベース自体はこう、割と高いところにはこうあるようにはなってるんでしたっけ。その考え方については、令和8年度も同じような考え方で据え置かれてるってことでよろしいですか、

健康増進課主幹 看護師、事務員につきましては、今年度の予算において、会計年度としての賃金の上昇については交渉いたしまして、市の人勧に合わせたものではなくて、別に増額を図っております。ですので、次年度については人勧に合わせての上昇ということで、看護師については等級が高い位置で維持しているところです。

上田分科会長 関連でございませうか。

林委員 ちょっと2点ほど私のほうからお願いします。まず1点目は、この人件費の出務報償費の増額というのは、これはもう純然たる――先ほど10年代据置いたままだっておっしゃいましたけど、これは市のそれは政策的な判断によるものなのか、それとも医師会との協議の上でこうなったのかっていうのはどちらなんですか、

健康増進課主幹 これまで平日について10年以上変更がなかったっていうところは、市の方針として継続していたところです。この度、医師会からも要望もありまして、市のほうでも改めて検討いたしまして、増額をしたところです。

林委員 もう1点は、結局、その医師会とのご協議によって、市の判断として、今回、増額ということになりました。この予算説明資料を読むと、その増額によって、これ裏読みすると、増額すればこの医療の体制維持っていうのはもう確保できるんだというふうに読めるわけですよ、読み方によっては。だから、今、その増額してないから体制維持が困難になってるんだという読み方もできるし、だから、したがって、これをすることによって、当面、診療所の運営についてはその人材も含めて担保できるということで私たちは理解してよろしいでしょうか。

健康増進課主幹 報償費のこの度の増額につきましては、医師会のほうからも要望がありまして、今後、医師会で対応できない際に、臨時的に他の医療機関、大学等から追加での派遣をお願いする際にはやはり増額が必要だということでご意見をいただいております。しかし、これはやっぱり今後の交渉というところになりますので、市内の医師が高齢化して出務できる先生が減っているのは現実的にありますので、やはりこちらは、報償費を確保したから確約をしているというものではございません。

林委員 わかりました。だから、少なくとも現状維持レベルというか、だから、私たちの認識としても、この医師不足とか等々については引き続き喫緊の重要課題だというふ

うに私たち認識して、その出務報償費が上がろうが、例えばこれ 1 割か 2 割になろうが、その状況というのは、これはうちだけの自治体の問題じゃなくて、これ山口県内の自治体もそうなんですけど、この問題っていうのは引き続きこうテーマとして上がり続けていくっていうふうに認識しとっていいですね。

健康増進課主幹 医師確保につきましては、やはり厳しい状況が続いておりますので、やはり賃金だけの問題ではないというところが大きくあります。ですので、今委員が言われるように、継続的な課題と考えております。

ひさなが副分科会長 さっき聞けばよかった。医師と薬剤師の確保については、今こうやってされて、こう確保していかれるということだと思うんですけど、看護師さんは令和 8 年度にしっかり確保ができていますのか、その見とおしについてお伺いします。

健康増進課主幹 令和 8 年度につきましては、現状で確保はできております。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

岩藤委員 予算書が 144 ページから 145 ページ。第 3 目の「健康増進事業費」の事業コード 010「健康増進事業」6,439 万 4,000 円についてお尋ねします。主要な施策には、15 ページに載っております、がん検診受診率向上対策事業についてお尋ねをしたいと思います。内容が、対象年齢に応じ無償化している乳がん、子宮がん検診、肺がん検診をはじめとするがん検診の受診を、受診率向上に向けて受診しやすい体制づくりと本市独自のがん受診周知ポスター作成による周知啓発を図るという説明がありますが、まず、対象年齢に応じ無償化している乳がん、子宮がん検診、肺癌検診をはじめとするがん検診の受診率向上に向けて、受診しやすい体制作りとはどういう体制作りか。今までも、山口県受診率が低い県っていうふうには認識してるんですけど、これまでも長門市も色々ご苦労されてると思いますが、どのような体制作りをされるのかお伺いいたします。

健康推進班長 がん検診の受診率向上に向け、自己負担の見直しによる経済的な負担軽減や、特定健診との同時実施、休日のがん検診の実施、また長門市公式ラインを活用した 24 時間がん検診予約を導入することなどにより、受診機会や利便性の高い体制づくりに努めております。来年度は、これまでの取組と改めて、がん検診の必要性や有効性についての周知啓発を強化し、市民のがん検診への意識を高めることで、がん検診受診率のさらなる向上を図ってまいります。

岩藤委員 受診率向上にはやはり周知とかが必要になると思うんですが、次の文章にありますように、本市独自のがん検診周知ポスター作成による周知啓発を図るというふうにご説明があります。事務費としても 311 万 9,000 円上がっておりますが、このどのような計画を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

健康増進課長 現在、本市独自のがん検診の周知啓発ポスターといたしましては、10 月のピンクリボン月間に合わせて、女性の活躍をイメージしました乳がん、子宮が

ん検診の啓発ポスターを作成しております。この度、来年度に向けて通年でがん検診の受診勧奨を目的とするがん検診啓発ポスターを今月中に作成いたしまして、来年度当初から、市役所、各支所、各交流プラザとともに、市内医療機関や市内薬局、市内歯科医院、健康づくり実践企業・団体等で掲示いただき、周知、啓発を図るという予定にしておるところでございます。

田村委員 今の岩藤委員を受けて、関連で質問させていただきます。国民の2人に1人ががんにかかるという時代です。がんにおいては、私も含めて初期の発見等が非常に重要なところだと認識はしております。この度ポスターのほうで予算を計上されていらっしゃるんですが、先ほど述べていらっしゃったように、このポスターによってどの程度受診率が上がると市は認識していらっしゃるのか、お伺いいたします。

健康増進課長 この作成いたしますポスターによってどれだけ上がるかといったところは、すいません、正直計りかねます。ですけれども、普段からそういったポスターを見ることによって、興味を持っていただくと言いますか、がん検診を認識していただく機会が増えるというところで、結果的には受診率の向上が図れるものであるものと認識しております。

田村委員 はい、わかりました。なかなか最初の段階で受診率はどれぐらい上がるかって確かに分かりにくいところがあるのかなと思います。では、効果測定は次回の令和8年度の決算の時になる、そういった形になりますでしょうか、お伺いします。

健康増進課長 正確な効果測定というものが、できるかどうか、ちょっとそれは、すいません、お約束はできませんけれども、結果的にがん検診の数字を持って、そういったところが計れるものではないかなと考えております。

上田分科会長 関連ございましたら。「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑ございましたらお願いします。

綾城委員 143 ページ。事業コード 012「母子保健指導事業」で、この中の「母子保健推進事業委託料」、190 万円についてお尋ねいたします。この事業は、この長門市母集保健推進協議会というところに事業を委託されておられると思いますけど、日頃この予算についてはなかなか、質疑もないので、改めてこうちょっと伺いたいと思います。まずこの近年、やっぱりこの核家族化というところとか、地域のつながりの希薄化が進む中で、この母子保健推進員さんの活動について、課としてどのような役割を果たしておられると考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

健康増進班長 母子保健推進員の活動をとおして、地域と市役所とのパイプ役として、地域や家庭で起こっている妊産婦や乳幼児の保健に関する様々な問題を把握し、市役所、特に保健センターになりますが、連絡することや、健康診査、予防接種の受診勧奨、各種学級の受診勧奨、母子保健施策の紹介等を目的としています。また、地域ぐるみの子育て支援の担い手として、地域での交流の場づくり、子育て情報誌げんき通信の作成、提供を通じた情報発信の役割を担っていると考えております。

綾城委員 わかりました。じゃ、今の答弁を踏まえまして、この母推さんの、令和 8 年度の取り組みについてお伺いしたいと思います。また、現在、何名で活動されているのか、お伺いいたします。

健康推進班長 令和 7 年度現在、母子保健推進員の数は 85 人になります。母子保健推進員は長門市から依頼を受けたボランティアとしての活動になりますが、具体的な活動内容としましては、毎月 1 回の訪問活動として、妊産婦や 3 歳未満児のお子さんを持つご家庭を訪問し、子育て輪づくり活動や母子保健関係の教室の参加の声かけ、妊産婦、乳幼児検診の勧奨など行います。げんき通信の配布や、妊婦には貧血予防のパンフレット等を配布し、対象の妊産婦及び乳幼児の健康確認等を行っております。令和 8 年度も同様に取り組んでいただくことを予定しております。

綾城委員 本当、健康増進課さんが母子保健を進めていくにあたって、非常に重要な団体で、連携していかなきゃいけないと思いますけれども、長門市も子育て支援を総評しておりますので、長門市にとって大変貴重な資源だと思います。この母子保健推進員の担い手の確保と、活動の継続について、現在どのような課題があって、今後どのように取り組んでいかれるのかというところなのかの認識を伺いたいと思います。

健康推進班長 課題といたしましては、母子保健推進員の確保におきまして、就労等による多忙等を理由に、以前にも増して就任の依頼を断られることが増えていることが挙げられます。また、推進員を長く活動していただいている方が多く、高齢化が進んでいることも課題となります。活動の継続につきましては、少子化、核家族化も進み、保育園等に入園する年齢が早まり、担当の推進員が家庭を訪問しても不在が増えていること、また、子育て輪づくり活動の参加者が減少していることが挙げられます。今後は、これらの課題を踏まえ、母子保健推進員の選出においては、自治会等の協力により適任者の把握に努めることや、担当エリアの改編等を行うことも必要になってまいります。また、推進員の活動につきましては、対象者と推進員が訪問日を事前に共有することなどを工夫することで、スムーズな訪問活動の継続が期待できるものと考えております。

綾城委員 わかりました。じゃあ、私からは最後です。本当、とても大切なこの母子保健推進事業ですね。大変な、地域で妊産婦の方とか乳児家庭を見守ってるっていうところで、あと相談支援ですね、大変重要な役割を担っていると認識しております。一方で、私も含めて市民の方には、やっぱりこの母子保健推進員の活動をご存じない方も多くいらっしゃるって、この大切な取り組みが十分に周知されていないのではないかなというふうなことも感じております。そこで、現在どのような周知を行っておられるのかということ。また、今後どのように周知を強化されていくのかということ。そして、母子保健推進の担い手の確保について、現状と課題について、その解決についても合わせて伺いたいと思います。

健康推進班長 母子保健推進員が関わる対象が妊産婦や乳幼児と限られ、現在、母

子保健推進員及び活動の周知につきましては、母子健康手帳交付の際に個別に周知や、広報、市ホームページにより行っております。母子健康手帳交付の際には、母子保健推進員の活動内容等を説明し、対象者に推進員の訪問意向も確認しております。現在はインターネット等の普及により子育てに関する情報が入手しやすくなっており、推進員の訪問を希望しない対象者もいらっしゃいますが、実際に推進員からの情報提供によりまして市の保健師の訪問等につながる案件もございます。今後も、母子保健推進員が、地域で身近な子育てサポーターとして育児に関する相談に応じ、地域の情報を提供するといった役割をながと子育てナビも活用し、広く市民に理解していただけるよう方策を検討いたします。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ほかに質疑がございますか。

岩藤委員 それでは、予算書が146ページから147ページ、第4目の「感染予防費」、事業コードは010「予防接種事業」、1億6,878万8,000円についてお伺いします。これ、主要な施策には載ってはいないんですが、まず、令和8年度に実施される予防接種の区分についてお伺いいたします。

管理班長 予防接種の区分でございますが、まず小児の予防接種でございます。5種混合やBCG、小児用肺炎球菌など10種類。それから、成人の予防接種といたしまして、インフルエンザや高齢者肺炎球菌、新型コロナ、带状疱疹の4種類、合計14種類となっております。

岩藤委員 はい、わかりました。色々、令和6年の決算を見れば、Hibワクチンとかそういうのが、これはちょっと色々、小児のほうでも色々5種混合ワクチンとかそういうふうな中に入ったっていうふうにもちょっとお伺いしました。それで、ちょっと1つ質問なんですけど、コロナワクチン接種なんですけど、レプリコン型を使用しているお医者さんがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

健康増進課長 これまでの委託料の請求実績から、レプリコンワクチンを使用している市内の医療機関があるということは把握しております。

岩藤委員 分かりました。そしたら報道等で、RSウイルスワクチンを妊娠中の母体への接種が4月から始まるというふうに聞き及んでおりますが、経緯についてお尋ねします。また、個人負担と今後の流れについてお尋ねをいたします。

管理班長 まず、経緯でございますが、小児におけるRSウイルス感染症に対する予防接種は、疾病の性質、それからワクチンの有効性、安全性の議論を踏まえまして、公衆衛生上の意義が認められますことから、国の審議会において母子免疫ワクチンの定期接種とすることが承認され、令和8年4月1日から実施することというふうになりました。なおRSウイルス感染症につきましては、予防接種法のA類疾病に位置付けられておりますので、自己負担はなく予防接種を受けることができます。そして、今後の流れにつきましては、現在妊娠中の方に対しまして個別に通知を行うとともに、

市のホームページであるとか広報への記載、それから妊娠届出の受付時などを活用いたしまして周知を図っていきたいと考えております。

岩藤委員 わかりました。じゃあ、これについて、財源はどうなるのか、お伺いをいたします。

管理班長 財源につきましては、その他の定期接種と同様に、国が市負担分を地方交付税でカバーするという構造になっております。なお、予防接種委託料からの支出ということになりますけども、接種費用単価、こちらの通知が当初予算に間に合いませんでしたので、今回の当初予算にはRSウイルスワクチンの接種に関する経費は計上しておりませんことから、必要額を新年度の6月補正において対応したいというふうに考えております。

上田分科会長 関連ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかに質疑がございましたら。

田村委員 予算書143ページ、説明資料15ページ。第2目「母子保健事業費」、事業コード012「母子保健指導事業」のことをお伺いします。この中で、令和8年度で出産子育て支援給付金1,300万円に名称変更されてらっしゃいますが、名称変更に伴い、給付内容や対象者に変化はないのかをお伺いいたします。

管理班長 給付内容及び対象者につきましては、変更はございません。

田村委員 財源が今回全額国費になったと伺っておりますが、これにより市の一般財源の負担はどのくらいかな、どのくらい減少される見込みか、お伺いします。

管理班長 今回、10分の10補助ということになりますので、出産子育て交付金に関しましては、これまでが2分の1、4分の1補助だったと思いますので、その4分の1の部分について、市の支出と言いますか負担分がなくなるのではないかというふうに考えております。

上田分科会長 田村委員よろしいですか。関連ございましたら。ほかに質疑ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、今一度、健康増進課所管全般にわたりご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で健康増進課所管の審査を終了します。以上で本分科会に分担された議案の審査は終了しました。なお、議案第7号に対する討論、採決は、3月13日に開催される予算決算常任委員会で行います。これで予算決算上会、文教厚生分科会を散会します。どなたも苦労様でした。

— 散会 15:10 —

